

森町国土強靱化地域計画



令和3年1月

森 町

目 次

第1章 基本的な考え方

- 1 本町の国土強靱化に向けたこれまでの取組…………… 1
- 2 国土強靱化地域計画策定の趣旨…………… 1
- 3 計画の位置付け…………… 2
- 4 基本理念…………… 2
- 5 基本目標…………… 2

第2章 脆弱性評価

- 1 脆弱性評価とは…………… 2
- 2 対象とする災害…………… 3
- 3 事前に備えるべき目標とリスクシナリオ…………… 5
- 4 脆弱性評価に基づく配慮すべき重要課題…………… 7

第3章 国土強靱化の推進方針

- 1 施策の分野…………… 8
- 2 施策分野ごとの推進方針…………… 8

第4章 計画の推進

- 1 町の他の計画等の見直し…………… 17
- 2 本計画の見直し…………… 17
- 3 具体的取組の推進…………… 17
- 4 重点化施策の抽出…………… 17
- 5 主な個別事業…………… 17

優先順位の高いリスクシナリオと重点プログラム…………… 18

脆弱性評価結果…………… 24

第1章 基本的な考え方

1 本町の国土強靱化に向けたこれまでの取組

本町では、昭和51年の東海地震説の発表以来、これに対応するため地震対策を実施してきたが、平成23年の東日本大震災における甚大な地震・津波被害の実態や、平成25年6月に発表された静岡県第4次地震被害想定等を踏まえ、平成26年3月に「森町地震対策アクションプログラム2013」を策定し、以降ハード・ソフト両面の地震対策を総合的に推進するとともに、防災・減災対策を最優先に実施しながら、地域産業の活性化やゆとりある住空間の整備、地域資源を活用した新しい産業の創出・集積等を促進する「“ふじのくに”のフロンティアを拓く取組」も推進している。

<森町地震対策アクションプログラム2013>

東日本大震災において従来の想定をはるかに超える巨大な地震や津波が発生したことを踏まえ、国ではあらゆる可能性を考慮した最大クラスの巨大地震に関する検討が行われ、県においては、平成25年6月に今後の地震・津波対策の基礎資料とする静岡県第4次地震被害想定を発表した。

そのような中、本町では従前のレベル1とされる東海・東南海地震や、レベル2の南海トラフ巨大地震（平成24年8月内閣府公表）に対してハード・ソフト両面の対策を組み合わせ、一人でも多くの町民の命を守ることを第一の基本目標とする「森町地震対策アクションプログラム2013」を平成26年3月に策定した。

<“ふじのくに”のフロンティアを拓く取組>

静岡県では、東日本大震災以降、防災・減災に対応した国土利用が強く求められるなか、新東名高速道路等の高規格幹線道路の整備を契機に、安全・安心で魅力ある地域として発展していくため“ふじのくに”のフロンティアを拓く取組を展開し県土の強靱化が進められている。

本町でも新東名高速道路の開通により、日本の基幹的な東西交通ネットワークにアクセスするICやスマートIC、さらにSA並の敷地規模やヘリポートを備えるPAが整備されたことから、広域的な防災拠点としての整備を実施するとともに、有事に緊急輸送を担う道路（緊急輸送路）を整備し、災害に強い安全で安心なまちづくりと併せ、以下の3地区が内陸部への企業移転の受け皿づくり等を推進する区域として県から指定を受けている。

- (1) 遠州森町PA周辺有効活用推進区域
災害時に地域防災機能を確保した6次産業化施設等の整備
- (2) 森掛川IC周辺次世代産業集積区域
災害時に復旧対策機能を確保した工業団地の整備
- (3) 内陸部への移転企業の受け皿確保区域
有事に備えた災害に強い工業団地の整備

2 国土強靱化計画策定の趣旨

<国土強靱化の趣旨>

「国土強靱化」とは、大規模自然災害等の様々な危機を直視し、予断を持たずに最悪の事態を念頭に置き、従来の「防災」の範囲を超えて、国土政策・産業政策も含めた総合的な対応を将来も見据えながら行っていくものである。

千年の時をも見据えた、次世代を担う若者たちが将来に明るい希望を持てる国土を創造するため、「強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靱化基本法（以下「基本法」という）」が平成25年12月に公布・施行された。

<国土強靱化基本計画>

国は基本法第10条第1項の規定に基づき、国土強靱化の基本方針や国が本来果たすべき役割を踏まえ、国土強靱化に関する施策の推進に関する「国土強靱化基本計画」を平成26年6月に閣議決定した。この基本計画は、他の国土強靱化に係る国の計画等の指針となるべきもので、以

下の事項について定めている。

- 一 国土強靱化基本計画の対象とする国土強靱化に関する施策の分野
- 二 国土強靱化に関する施策の策定に係る基本的な指針
- 三 前二号に掲げるもののほか、国土強靱化に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

<静岡県国土強靱化地域計画>

静岡県は、「内陸のフロンティア」を拓く取組や「地震・津波対策アクションプログラム2013」等の国土強靱化に先駆けた県の取組を改めて評価した上で、基本法第13条の規定に基づき、県の国土強靱化に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、「静岡県国土強靱化地域計画」を平成27年4月に策定し、令和2年3月に改訂を行っている。

<森町国土強靱化地域計画策定の趣旨>

町の総合計画が目指す本町の将来像『住む人も訪れる人も「心とらぐ森町」』を踏まえ、国土強靱化の観点から、大規模自然災害が発生しても致命的な被害を負わない「強さ」と速やかに回復する「しなやかさ」を併せ持つ強靱な町をつくるための施策を、総合的・計画的に推進するための指針として「森町国土強靱化地域計画」を策定する。

3 計画の位置付け

本計画は、基本法第13条の規定に基づく国土強靱化地域計画として、本町における国土強靱化に関する施策を総合的かつ計画的に推進するための基本的な計画として定めるものであり、災害対策基本法に基づき本町で想定される災害種別に、応急対策、災害復旧等、災害に係る事務・業務について総合的に定めた森町地域防災計画等を踏まえ、災害リスクを特定・評価し、それに対応する施策を位置付け推進する。

本計画は、国土強靱化に係る町の計画等の指針となり、森町総合計画の下支えとなる計画とする。

4 基本理念

本町では、国土強靱化の趣旨を踏まえ、大規模災害に係る復旧・復興段階をも事前に見据え、防災・減災と地域成長を両立させた地域づくりを進めるとともに、自然環境・歴史・文化・経済等の地域特性に配慮しながら、町民一人ひとりの豊かな暮らしの実現と、多様な交流を育み、誰もが明るい未来を描くことができる環境の確保を図ることにより、「強くてしなやかな“心とらぐ”まちづくり」を目指すものとする。

5 基本目標

本町の国土強靱化を推進するに当たり、国の国土強靱化基本計画及び静岡県国土強靱化地域計画に掲げられた基本目標を踏まえ、次の4つを基本目標とする。

- (1) 人命の保護が最大限図られること。
- (2) 地域社会の重要な機能が致命的な障害を受けず維持されること。
- (3) 町民の財産及び公共施設に係る被害の最小化
- (4) 迅速な復旧復興

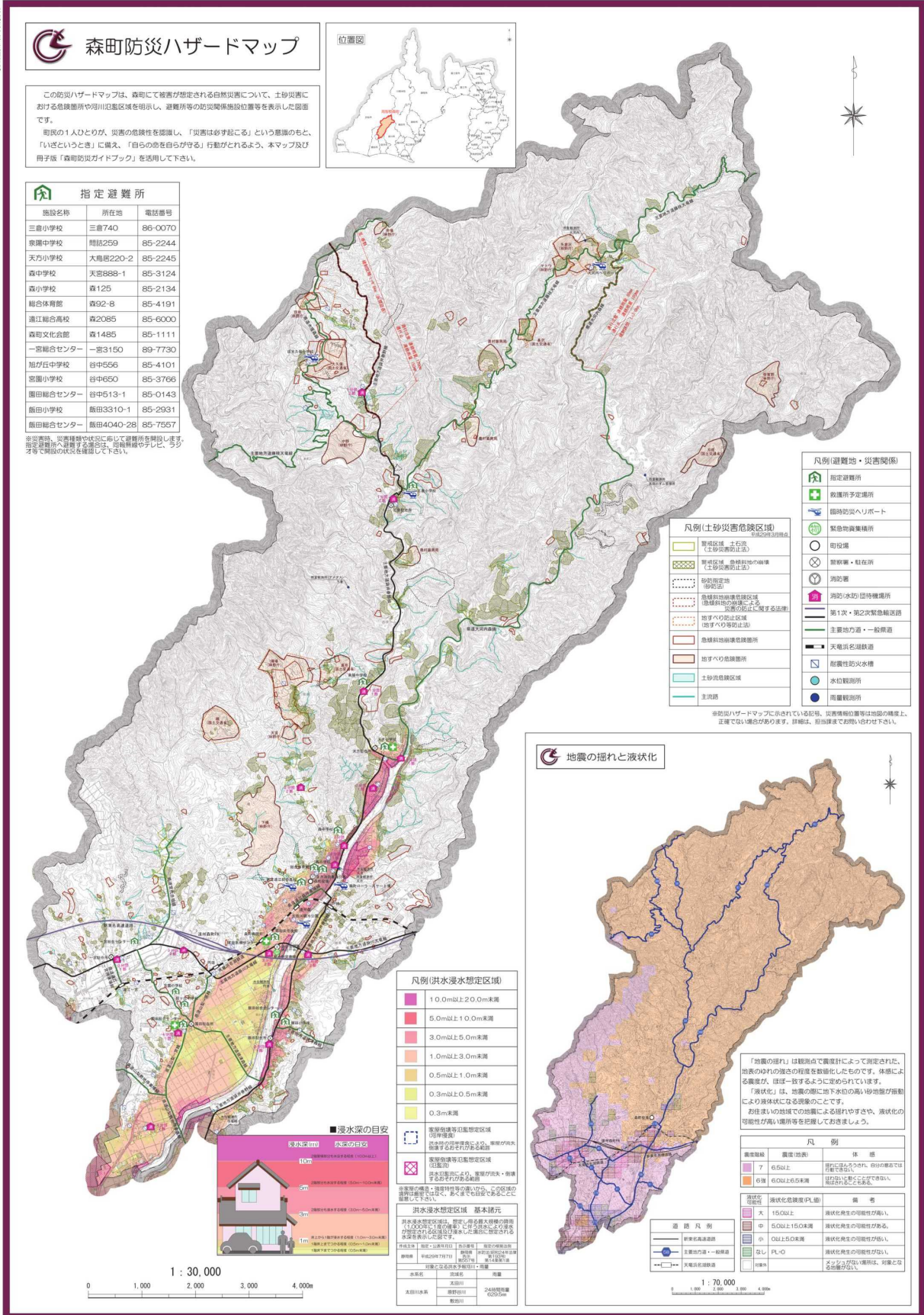
第2章 脆弱性評価

1 脆弱性評価とは

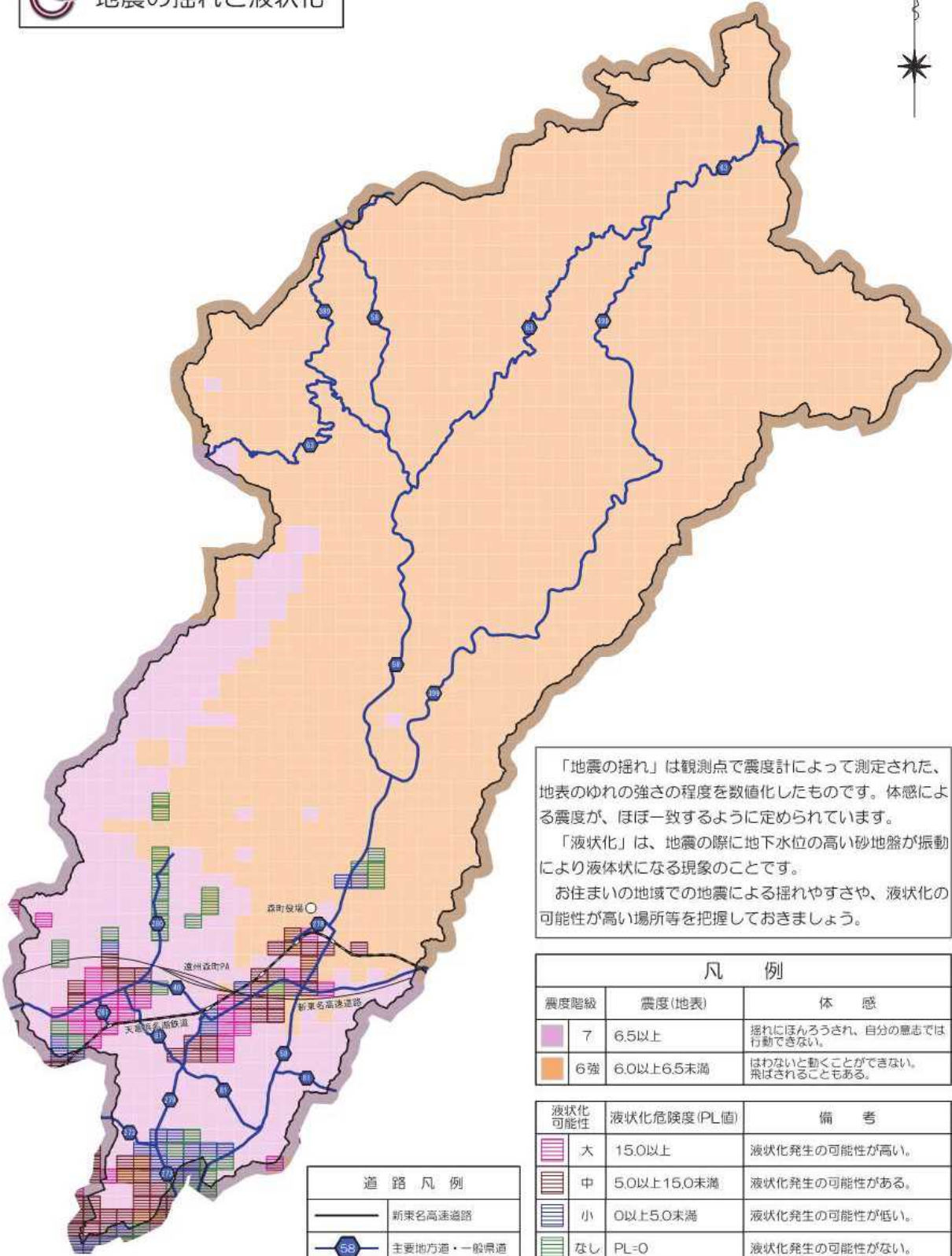
4つの基本目標を達成するため、「事前に備えるべき目標」とその妨げとなるものとして「リスクシナリオ（起きてはならない最悪の事態）」を設定し、リスクシナリオごとに本町の防災・減災、その他迅速な復旧・復興等に資する施策を整理して、リスクを避けるための施策の有無や偏り、その進捗状況等を実地評価することによって課題を洗い出すこと。

2 対象とする災害

本町の地域特性上、最も甚大な被害を及ぼすと想定される「南海トラフ巨大地震」における地震を中心に、台風・豪雨等による風水害、土砂災害等を含めた大規模自然災害を対象とする。



 地震の揺れと液状化



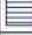
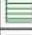



「地震の揺れ」は観測点で震度計によって測定された、地表のゆれの強さの程度を数値化したものです。体感による震度が、ほぼ一致するように定められています。

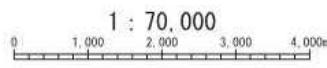
「液状化」は、地震の際に地下水位の高い砂地盤が振動により液体状になる現象のことです。

お住まいの地域での地震による揺れやすさや、液状化の可能性が高い場所等を把握しておきましょう。

凡 例			
震度階級	震度(地表)	体 感	
	7	6.5以上	揺れにほんろうされ、自分の意志では行動できない。
	6強	6.0以上6.5未満	はわないと動くことができない。飛ばされることもある。

液状化可能性	液状化危険度(PL値)	備 考	
	大	15.0以上	液状化発生の可能性が高い。
	中	5.0以上15.0未満	液状化発生の可能性がある。
	小	0以上5.0未満	液状化発生の可能性が低い。
	なし	PL=0	液状化発生の可能性がない。
	対象外		メッシュがない場所は、対象となる地層がない。

道 路 凡 例	
	新東名高速道路
	主要地方道・一般県道
	天竜浜名湖鉄道



3 事前に備えるべき目標とリスクシナリオ

対象とする災害を踏まえ、国及び静岡県で設定されたリスクシナリオを基本としつつ、本町の地域特性や基礎自治体としての役割を踏まえ、9つの「事前に備えるべき目標」と40の「リスクシナリオ」を以下のとおり設定した。

<事前に備えるべき目標とリスクシナリオ>

事前に備えるべき目標	リスクシナリオ	
1 大規模自然災害が発生したときでも人命の保護が最大限図られる	1-1	地震による建物等の倒壊や火災による死傷者の発生
	1-2	異常気象等による広域かつ長期的な浸水による死傷者の発生
	1-3	大規模な土砂災害による死傷者の発生
	1-4	情報伝達の不備や災害に対する意識の低さ等による避難行動の遅れ等での死傷者の発生
2 大規模自然災害発生直後から救助・救急、医療活動等が迅速に行われる	2-1	被災地での食料・飲料水等、生命に関わる物資供給の長期停止
	2-2	多数かつ長期にわたる孤立集落等の同時発生
	2-3	警察、消防、自衛隊等の被災等による救助、救急活動等の絶対的不足
	2-4	救助・救急、医療活動のためのエネルギー供給の長期途絶
	2-5	長期の帰宅困難者（観光客を含む）への水・食料等の供給不足
	2-6	医療施設及び関係者等の絶対的不足・被災、支援ルートの途絶による医療機能の麻痺
	2-7	被災地における疫病・感染症等の大規模発生
	2-8	避難所が適切に運営できず避難所の安全確保ができない事態
	2-9	緊急輸送路等の途絶により救急・救命活動や支援物資の輸送ができない事態
3 大規模自然災害発生直後から必要不可欠な行政機能は確保する	3-1	町の職員・施設等の被災による機能の大幅な低下
4 大規模自然災害発生直後から必要不可欠な情報通信機能は確保する	4-1	電力供給停止等による情報通信の麻痺・長期停止により、情報の収集・伝達ができず、避難行動や救助・支援が遅れる事態
	4-2	テレビ・ラジオ放送の中断等により災害情報が必要な者に伝達できない事態
5 大規模自然災害発生後であっても、経済活動(サプライチェーンを含む)を機能不全に陥らせない	5-1	サプライチェーンの寸断等による企業の生産力低下による経済活動の停滞
	5-2	社会経済活動、サプライチェーンの維持に必要なエネルギー供給の停止
	5-3	基幹的交通ネットワークの機能停止
	5-4	食料等の安定供給の停滞

事前に備えるべき目標	リスクシナリオ	
6 大規模自然災害発生後であっても、生活・経済活動に必要な最低限の電気、ガス、上下水道、燃料、交通ネットワーク等を確保するとともに、これらの早期復旧を図る	6-1	電力供給ネットワーク（変電所、送配電設備）や石油・LPガスサプライチェーンの機能の停止
	6-2	上水道等の長期間にわたる供給停止
	6-3	汚水処理施設等の長期間にわたる機能停止
	6-4	地域交通ネットワークが分断する事態
	6-5	応急仮設住宅等の住居支援対策の遅延による避難生活の長期化
	6-6	被災者へのきめ細かい支援の不足による心身の健康被害の発生
7 制御不能な二次災害を発生させない	7-1	住宅密集地での大規模火災の発生
	7-2	沿道・沿線の建物倒壊による直接的な被害及び交通麻痺
	7-3	ため池、ダム、防災施設等の損壊・機能不全による二次災害の発生
	7-4	農地・森林等の荒廃による被害の拡大
	7-5	風評被害等による地域経済等への甚大な影響
8 大規模自然災害発生後であっても、地域社会・経済が迅速に再建・回復できる条件を整備する	8-1	大量に発生する災害廃棄物の処理の停滞により復旧・復興が大幅に遅れる事態
	8-2	道路啓開等の復旧・復興を担う人材等の不足により復旧・復興が大幅に遅れる事態
	8-3	地域コミュニティの崩壊、治安の悪化等により復旧・復興が大幅に遅れる事態
	8-4	高速道路等の基幹インフラの損壊により復旧・復興が大幅に遅れる事態
	8-5	広域の地盤沈下等による広域・長期にわたる浸水被害及び液状化の発生により復旧・復興が大幅に遅れる事態
	8-6	被災者の住居や職の確保ができず生活再建が大幅に遅れる事態
	8-7	貴重な文化財や環境的資産の喪失、地域コミュニティの崩壊等による有形・無形の文化の衰退・喪失
	8-8	事業用地の確保、仮店舗・仮事業所等の整備が進まず復興が大幅に遅れる事態
9 防災・減災と地域成長を両立させた魅力ある地域づくり	9-1	企業・住民の流出等により、地域活力が低下する事態

4 脆弱性評価に基づく配慮すべき重要課題

前述の「事前に備えるべき目標」や「リスクシナリオ」に対して、現在、本町が実施している施策が、どの程度まで達成しているかを評価した。

脆弱性評価結果は、リスクシナリオごとに「脆弱性評価結果」としてまとめた。

また、リスクシナリオ全体を通しての脆弱性評価結果のポイントは次のとおりであり、強靱化を図る上では、このポイントを念頭において、総合的かつ計画的に取り組む必要がある。

(1) 事前復興の視点を取り入れた安全・安心で魅力ある地域づくり

“ふじのくに”のフロンティアを拓く取組と連携し、防災・減災を最優先に実施しながら、高規格道路である新東名高速道路のインターチェンジ等、地域の有する資源や地域独自の個性の磨き上げや創造によって、人、モノ、情報を呼び込む求心力を高めつつ、交通・情報のネットワークの充実強化を図り、地域産業の活性化や、ゆとりある住空間の整備、地域資源を活用した新しい産業の創出・集積を促進し、美しさと品格を備えた活力ある地域づくりを促進する必要がある。

また、大規模自然災害に係る復旧・復興段階をも事前に見据えた、安全・安心で魅力ある地域づくりを推進する必要がある。

(2) ハード対策とソフト対策の適切な組合せ

大規模自然災害の発生に対して、建築物や橋梁等の耐震化、河川改修や土砂災害防止施設の整備等のハード対策と、BCPの策定、防災訓練や防災教育等のソフト対策を適切に組み合わせた総合的な対策を推進することが必要である。

(3) 行政、情報通信、エネルギー等代替性・多重性等の確保

大規模自然災害に対応するためには、個々の施設の耐震性等をいかに高めても万全とは言い切れない。特に、行政、エネルギー、情報通信等の分野においては、システム等が一旦途絶えると、その影響は甚大であるため、バックアップ施設やシステムの整備等により、代替性・多重性等を確保する必要がある。

(4) 部局の横断的な取組と国・県・民間等との連携

国土強靱化のための個々の施策の実施主体は、庁内の複数の部局にわたるとともに、町だけではなく、国、県、関係団体、民間事業者、町民等、多岐にわたる。

そのため、部局の横断的な取組を推進するとともに、それぞれの実施主体が自らの果たすべき役割に応じた取組を、相互に連携を図りながら行っていく必要がある。

本町の脆弱性評価に係る施策の所管は12部局にわたるため、本計画の推進についてもその12部局と横断的に図ることはもとより、国・県・民間等と連携を図り取り組んでいく。

第3章 国土強靱化の推進方針

1 施策の分野

起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）を回避するために必要な施策の分野を以下のとおり設定した。

- (1) 行政機能・消防
- (2) 地域政策、エネルギー
- (3) 危機管理
- (4) くらし・環境
- (5) 文化
- (6) 健康福祉
- (7) 経済産業
- (8) 交通基盤
- (9) 教育

2 施策分野ごとの推進方針

脆弱性評価及び4つの重要な課題を踏まえ、起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）を回避し、4つの基本目標を達成するため、以下の推進方針により国土強靱化に資する施策に取り組む。

(1) 行政機能・消防

【行政機能】

○町の防災拠点庁舎等の耐震化・維持補修、安全性の確保、防災機能の強化

行政機能を維持するために、必要な物資の備蓄や重要データのバックアップの確保等に努める。

さらに、電力の供給停止に備え、防災行政無線等の情報通信施設等、必要な機能を維持するため、非常用発電機の72時間稼働の確保に必要な設備の整備・更新、燃料の確保を進めるとともに、再生可能エネルギー等の導入を推進する。

役場などの防災拠点庁舎については、耐震性及び洪水等に対する安全性の確保やバックアップ機能の確保を図るよう推進していく。

○町の業務継続に必要な体制整備

町の業務継続計画（BCP）の検証と見直しを常に行い、業務継続に必要な体制を整備するとともに、物資の備蓄や各種データのバックアップ体制の確保等の対策を推進する。

【消防】

○消防施設・設備の充実、地域の消防力の確保

大規模火災、同時多発火災等に備え、消防力を強化するため、消防施設・設備の充実、消防団員の確保・教育訓練に努める。

なお、消防防災用施設、設備及び資機材の整備については、地域防災計画（災害対策基本法）、地震防災緊急事業五箇年計画（地震防災対策特別措置法）において必要に応じて記載し、各計画の目的に沿った一層の整備を推進する。

(2) 地域政策、エネルギー

【地域政策】

○事前復興の視点を取り入れた安全・安心で魅力ある地域づくり

（“ふじのくに”のフロンティアを拓く取組の促進）

“ふじのくに”のフロンティアを拓く取組と連携し、防災・減災を最優先に実施しながら、高規格道路である新東名高速道路のインターチェンジ等、地域の有する資源や地域独自の個性の磨き上げや創造によって、人、モノ、情報を呼び込む求心力を高めつつ、交通・情報のネットワークの充実強化を図り、地域産業の活性化や、ゆとりある住空間の整備、地域資源を活用した新しい産業の創出・集積を促進し、美しさと品格を備えた活力ある地域づくりを促進する。

○多彩なライフスタイルの実現

地域の自然、歴史、文化等の資源を活かして生活を楽しむ暮らし方の提案を行い、コミュニティの再生や多様な主体による共助社会づくりを進め、誰もが価値観やライフステージに応じて望むライフスタイルを選択できる環境を創出していく。

【エネルギー】

○分散自立型のエネルギーシステムの推進

太陽光、バイオマス、中小水力、風力、天然ガスコージェネレーション等の分散自立型エネルギーシステムの利活用に取り組む。

また、住宅をはじめ、事業所や工場等における太陽光発電等の導入を促進する。

(3) 危機管理

【南海トラフ地震臨時情報の活用】

○南海トラフ地震臨時情報を活用した防災対応

南海トラフ地震臨時情報を受けて行う防災対応は、その後発生が想定される地震に備えることであり、「突然発生する地震への日常の備え」をより強固なものにするものである。

地震対策は、突発対応を基本としつつ、明らかにリスクが高い事項についてはそれを回避する防災対応を取り、社会全体としては地震に備えつつ通常の社会活動をできるだけ維持することを基本とする防災対応を推進する。

また、町民等が、事前に臨時情報そのものを正しく理解し、あらかじめ検討した対応を冷静に実施できるようにするため、臨時情報の内容や、情報が発表された場合にとるべき対応について周知を図る。

【水害対策】

○逃げ遅れによる被害の防止

平成 30 年 7 月豪雨では、全国各地で記録的な豪雨による洪水や土砂災害からの逃げ遅れで多くの人が犠牲となった。

町民が自らの判断で避難行動をとることにより逃げ遅れを無くすため、町民自らによる避難行動計画の作成を推進する。

【災害情報集約伝達機能の強化】

○災害関連情報の伝達手段の多様化

災害関連情報を迅速かつ確実に伝達するため、全国瞬時警報システム（J-アラート）を導入済みであるが、定期的な運用試験等により確実な運用に努める。

町民への情報伝達手段として、これまでの同報無線や防災行政無線に加え、災害情報共有システム（Lアラート）、緊急速報メール、町の登録制メール配信システム、県の総合防災アプリ「静岡県防災」など、多様化を推進するとともに、情報伝達訓練の実施等により、システム運用の検証と町民への周知を推進する。

また、情報インフラ等の環境の変化に応じた SNS 等による双方向通信機能の活用等、更に効果的な情報伝達・収集手段の確保を図る。

○ふじのくに防災情報共有システム等による報告・要請体制の確立

災害時の県への被害状況等報告や支援要請等を迅速かつ確実にを行うため、システム研修への参加や平時からの訓練により、システムの操作に習熟する。

○デジタル化に対応した防災通信ネットワークシステムの整備・運用

災害時の通信を確実に確保するため、デジタル化に対応した新たな防災通信ネットワークシステムを整備・運用する。

【災害応急対策】

○孤立地域における通信手段の確保、ヘリ誘導訓練の実施

道路の寸断等により孤立した場合に備え、通信手段を確保するとともに、ヘリコプターの誘導訓練を行う。

○ヘリポートの活用に関する検証

大規模な地震が発生した場合に、ヘリコプターを最大限に活用した救出・救助や重症患者の搬送等を迅速に行うため、災害時に使用するヘリポートについて、訓練等により活用の検証を行う。

○各種実践的訓練の実施

危機対策に当たる要員を対象として、年間を通じて計画的に各種実践的な訓練を行うことにより、業務の習熟を図る。

○災害時応援協定を締結する民間団体等との連携強化

道路啓開や支援物資の輸送を迅速に行うため、災害時応援協定を締結する民間団体等との情報交換会の開催や連絡窓口の確認を定期的に行うとともに、必要に応じて協定の内容について見直しを行うなど、連携体制の強化を図る。

【停電対策】

○停電リスク低減のための予防伐採推進体制の構築

災害時における大規模停電のリスクを低減するため、県・市町、電力事業者等で構成する推進連絡会に参画し、予防伐採の対象範囲や役割分担等を検討する。

【被災者支援】

○緊急物資受入れ体制の整備

緊急物資の受入れ体制について、訓練等を通じて定期的な検証を行うとともに、災害時応援協定を締結する民間団体等との情報交換会や連絡窓口等の確認を定期的に行い、必要に応じて協定内容を見直すなど、連携体制を強化する。

○避難所の安全確保

避難者の安全確保を図るため、災害対策基本法に基づく指定避難所及び指定緊急避難場所の指定を推進するとともに、安全かつ迅速な避難のための避難路の整備、避難所となる施設の耐震化、屋内落下物・ガラス飛散防止対策や非常用電源の確保、応急危険度判定の実施体制の強化などに取り組む。

○避難所での生活によるストレスの軽減

避難所での生活によるストレスを軽減できるよう、避難所におけるルールづくりやプライバシーの保護、アメニティの向上を推進する。

○帰宅困難者対策

大規模地震発生時等において、帰宅困難者を極力発生させないため、交通機関や観光施設、事業所等においては、当面の間、その施設や事業所内に利用者や従業員等を留めておくことが必要となることから、飲料水や食料等の緊急物資の備蓄を促進する。

○上水道の断水に備えた応急給水体制の確保

配水池や基幹管路の耐震化、緊急遮断装置の設置のほか、非常用給水タンクや非常用

簡易水槽等の整備など、生活用水の確保と応急給水体制の確保を推進する。

○災害ボランティアの円滑な受入れ

避難者等へきめ細かな支援を行うボランティアを円滑に受け入れるため、県災害ボランティア本部等との連携体制の強化を図る。

○遺体の適切な対応

遺体に関して、適切な対応を行うため、遺体処理計画の策定や広域火葬体制の整備を図る。

○生活再建支援

住家被害の調査の担当者のための研修会等に参加し、災害時の住家被害調査の迅速化を図る。

【ライフラインの防災対策】

○ライフラインの耐震化の促進と各機関等との連携強化

エネルギー供給の長期途絶を回避するため、各ライフライン機関における施設の耐震対策を促進するとともに、被災後の迅速な復旧を図るため、平時から連絡会議や訓練に参加し、連携体制を強化する。

【事業所の防災対策】

○事業所の防災対策の促進

事業所等の施設の耐震化、設備・家具等の固定、飲料水・食料等の必要な物資の備蓄、燃料・電力の確保など、事業所等の自主的な防災対策を促進する。

また、事業所等と関係地域の自主防災組織との連携を促し、地域の防災訓練等への積極的な参加を呼びかけるなど、事業所及び地域の安全確保を進める。

【地域防災力の充実・強化】

○防災意識の向上

町民一人ひとりが、自分の住んでいる地域の危険度を把握した上で、災害関連情報を正しく理解し、的確な避難行動を迅速に行うことができるよう、防災セミナー、出前講座の開催や広報誌等を活用した啓発活動などにより防災意識の高揚を図る。

○家具の転倒防止、ガラスの飛散防止等の家庭内対策

家具類の固定やガラスの飛散防止など、家庭内対策の促進を図る。

○緊急物資備蓄の促進

食料等の緊急物資の備蓄を推進するとともに、様々な機会を捉えて、町民に対して7日以上食料、飲料水、携帯トイレの備蓄を呼びかけ、日常生活で準備できる備蓄方法の周知などを行うことにより、備蓄率の向上を図る。

○次代を担う防災人材の育成

町教育委員会等と連携し、小中高校生に対して地域防災訓練等への参加を促す。

○男女共同参画の視点からの防災対策

地域での防災対策には、男女双方の視点が重要であることから、地域で活動する女性防災リーダーの育成を進めるとともに、女性防災リーダーが自主防災組織で活躍できるよう、自主防災役員等との連携を促進する。

(4) くらし・環境

【建築・住宅】

○住宅・建築物の耐震化

想定される巨大地震による建物倒壊から町民の生命を守り、被害を軽減するため、国の「住宅・建築物安全ストック形成事業」を活用したプロジェクト「TOUKAI-0」総合支援事

業により、住宅・建築物の耐震化を促進する。住宅については、専門家による無料の耐震診断、耐震補強等への助成、リーフレットを活用した周知・啓発活動等により、木造住宅の耐震化を促進する。

○老朽空き家対策

管理が不十分な老朽空き家について、地震時の倒壊等による危害を防ぐため、所有者に対する除却や適正管理の啓発、指導など、老朽空き家対策を推進する。

○天井の脱落対策

大空間を有する建築物の天井の脱落対策を促進する。(国の「住宅・建築物安全ストック形成事業」を活用)

○避難路等沿道の建築物やブロック塀の耐震化

緊急輸送路や避難路沿い(通学路を含む)にあるブロック塀の撤去・改善に対する助成等により、倒壊のおそれがある危険なブロック塀の耐震化を促進する。(国の「住宅・建築物安全ストック形成事業」を活用)

さらに、大規模地震時における建築物の倒壊による道路閉塞を防止するため、緊急輸送路等の防災上重要な道路沿いにある建築物の耐震化を促進する。

○被災建築物の安全確認

余震等による二次災害を防止するため、被災建築物の応急危険度判定の実施体制を強化する。

【被災者への住宅支援】

○建設型応急住宅、賃貸型応急住宅等、被災者の住宅の確保

被災者の生活拠点を早急に確保するため、建設型応急住宅の建設が可能な用地を把握するとともに、賃貸型応急住宅の事前登録を行うなど、あらかじめ住居の供給体制を整備する。

○住宅対策

生活の基盤である住宅については、被災者による自力再建支援を行うとともに、災害公営住宅等の供給を行う。このため、支援制度を前提とした体制の構築に努めるとともに、迅速な災害公営住宅の建設ができるよう、あらかじめ検討する。

【水道施設】

○水道の基幹施設の耐震化

水供給の長期停止を防ぐため、配水池や基幹管路の耐震化を推進する。

【災害廃棄物】

○災害廃棄物の処理体制の見直し

第4次地震被害想定を受け、県の災害廃棄物処理計画と相互に補完した、町の災害廃棄物処理計画策定は完了しているが、災害への対応力を高めるため、随時の見直しを推進する。

【森林整備】

○協働による森林の多面的機能の向上

森林等の荒廃を防ぎ、森林の有する多面的機能の発揮や山村地域の活性化を図るため、関係機関等と連携した森林整備・保全活動等を促進する。

【被災者支援】

○相談体制

生活の復興に向けた様々な相談に適切に対応するため、相談内容に応じた担当機関に円滑につないでいく体制を整備する。

【男女共同参画(再掲)】

○男女共同参画の視点からの防災対策

地域での防災対策には、男女双方の視点が重要であることから、地域で活動する女性防災リーダーの育成を進めるとともに、女性防災リーダーが自主防災組織で活躍できるよう、自主防災役員等との連携を促進する。

【多文化共生】

○外国人に対する危機管理対策

町内には多くの外国人が居住しているが、言語や文化・習慣の違い等により、防災知識や情報の理解が困難なため、適切な避難行動が遅れることが懸念される。このため、防災に関する情報の多言語化や、やさしい日本語による情報発信、災害時通訳ボランティアの活用等により、災害時のコミュニケーション支援を図る。

(5) 文化

【文化】

○文化財の耐震・防火対策

文化財被害を最小限に留めるため、文化財所有者による耐震・防火対策を促進する。

○文化財救済体制の構築

国等機関（文化庁、国立文化財機構）、県文化財課、民間の文化財関係団体、ボランティアを含めた文化財救済体制を構築する。

(6) 健康福祉

【医療・福祉施設機能】

○医療施設・社会福祉施設の耐震化・維持補修

耐震化が未完了の医療施設・社会福祉施設の耐震化等を促進する。

○病院等医療機関における電力供給体制の確保

災害時における電力供給の途絶に備え、病院等医療機関における燃料タンクや自家発電装置の設置等を促進する。

【医療救護】

○医療救護体制の整備

ヘリコプター等を活用した重症患者の広域医療搬送体制、被災地外からの災害派遣医療チーム（DMAT）等救護班受入れによる治療実施体制など、医療救護計画に基づく災害時の医療救護体制を整備する。

○感染症予防措置

感染症の発生・まん延を防ぐため、平時から予防接種を促進する。

【被災者支援】

○福祉避難所の促進

社会福祉施設等を活用し、高齢者、障害のある人、乳幼児、妊産婦その他の特に配慮を要する者（要配慮者）を避難させる「福祉避難所」の設置を推進する。

○被災者の健康支援体制の整備

災害時における被災者の健康支援を迅速に対応するため、マニュアルの整備やコーディネーターの養成を行う。

【遺体処理】

○遺体の適切な対応(再掲)

遺体に関して、適切な対応を行うため、遺体処理計画の策定や広域火葬体制の整備を図る。

(7) 経済産業

【緊急物資】

○緊急物資受入れ体制の整備(再掲)

緊急物資の受入れ体制について、訓練等を通じて定期的な検証を行うとともに、災害時応援協定を締結する民間団体等との情報交換会や連絡窓口等の確認を定期的に行い、必要に応じて協定内容を見直すなど、連携体制の強化を図る。

【事業所】

○事業所の防災対策、事業継続計画（BCP）の策定の促進

大規模災害時における事業所の被災や生産力の低下を防ぐ事業継続計画（BCP）の策定を促進するため、静岡県BCPモデルプランの周知を図る。

【農林水産業】

○農業等の需要回復に向けた安全性の情報発信

災害発生時における地理的な誤認識や消費者の過剰反応等による風評被害を防ぐため、正確な被害情報等を収集し、正しい情報を迅速かつ的確に提供するとともに、関係機関等と連携し、町内産物の販売促進など積極的な風評被害対策を講じるため、平時から関係機関等との連携構築等を行う。

○山地災害防止施設等の整備

森林の適正な整備と保全を図るため、保安林の適正な配備と山地災害防止施設等の整備により、保安林機能の向上に取り組むとともに、間伐などの森林施業の着実な実施と荒廃した森林の再生を促進する。

また、山地災害危険地区情報の周知により町民の防災意識の高揚を図る。

○農業水利施設等の整備・補強

農地や農業用施設の湛水被害の解消対策や、自然的社会的状況の変化等によって機能低下した農業水利施設等の整備・補強を推進する。

○食料の生産基盤等の防災対策

農林水産物・食品等の生産段階から加工、流通段階までを含む一連のサプライチェーンが巨大災害発生時においても機能維持するよう、生産基盤・施設等の耐震化等のハード対策を促進する。

【交通ネットワーク】

○災害時の迂回路となる農道、林道の整備・改良

山間地等において、道路の防災・震災対策及び周辺の治山対策等を進めるとともに、災害時の迂回路となる農道や林道の整備を進め、多様な主体が管理する道を把握し活用すること等により、避難路や代替輸送路を確保するための取組を促進する。

【地籍調査】

○被災地の迅速な復旧対策を図る地籍調査の推進

被災後の事業用地確保等、迅速な復旧を可能とするため、正確な登記簿と公図を整備する地籍調査を推進する。

【雇用】

○雇用対策

被災者の経済的な生活基盤を確保するため、雇用維持対策や再就職支援が円滑に実施できるよう、静岡労働局、公共職業安定所等の関係機関との連携を強化する。

(8) 交通基盤

【社会資本の長寿命化】

○適正な維持管理・更新による長寿命化

高度経済成長期に整備された社会インフラは、老朽化が進行しており、老朽化に起因した事故が日本各地で発生している。町民の安全・安心を確保するため、既存インフラの適切な維持管理が必要である。工種ごとに策定した中長期的な維持管理計画に沿った適正な補修、更新に取り組むことにより、社会インフラの長寿命化を推進する。

【交通ネットワーク】

○緊急輸送路等の整備・耐震対策

救急・救命活動や支援物資の輸送、復旧・復興活動を迅速に行うルートを確保するため、緊急輸送路の道路整備、街路整備、橋梁の耐震対策や斜面・盛土等の対策を促進する。

○緊急輸送路等の周辺対策

緊急輸送路等の機能及び通行の安全を確保するため、沿線の土砂崩れ対策等を促進する。

○道路啓開体制の整備

緊急輸送路等の途絶を迅速に解消するため、関係機関の連携等により、情報収集・共有や情報提供など必要な体制整備を図る。

○災害時応援協定を締結する民間団体等との連携強化（再掲）

道路啓開等を迅速に行うため、災害時応援協定を締結する民間団体等との情報交換会の開催や連絡窓口の確認を定期的に行うとともに、必要に応じて協定の内容について見直しを行うなど、連携体制の強化を図る。

○道路通行規制情報の提供

消防や警察など関係機関への情報提供に努める。

【土砂災害対策】

○土砂災害防止施設の整備

従来からの土砂災害防止施設の整備は、同時多発的に発生する土砂災害に対しても有効であることから、砂防指定地内で土石流発生が想定される溪流における砂防えん堤等の土石流対策施設の整備や急傾斜地崩壊危険区域における擁壁等のがけ崩れ防止施設の整備を促進する。

○土砂災害警戒区域等の周知、警戒避難体制の整備

土砂災害防止法に基づき指定される土砂災害警戒区域等など危険箇所や避難行動など町民に周知するとともに、県と連携し、警戒避難態勢や避難訓練等のソフト対策に努める。

【水害対策】

○河川及び洪水調節施設等の整備

施設整備については、広域にわたり甚大な浸水被害が想定される河川を優先し、これまでも実施してきた河道拡幅や遊水地整備など予防型対策の更なる加速化がされるよう県へ働きかける。

○洪水ハザードマップの作成、水害版図上訓練の実施

洪水時の避難を円滑かつ迅速に行うため、洪水ハザードマップに基づいた水害版図上訓練等の実施など、地域の防災力の向上を図る。

また、県から指定河川以外の中小河川の洪水浸水想定区域図が示された場合にはハザードマップの更新を行う。

○逃げ遅れによる被害の防止(再掲)

平成 30 年 7 月豪雨では、全国各地で記録的な豪雨による洪水や土砂災害からの逃げ遅れで多くの人が犠牲となった。

町民が自らの判断で避難行動をとることにより逃げ遅れを無くすため、町民自らによる避難行動計画の作成を促進する。

【都市】

○復興事前準備の取組の推進

被災後、早期に的確な復興が実現できるよう、被災後の復興まちづくりをあらかじめ検討しておく復興事前準備の取組を推進する。

○避難地・避難路の整備

安全な避難地へ迅速な避難を行うため、避難地・避難路の整備を推進する。

○下水道施設の耐震化等

地震における公衆衛生問題や交通障害の発生を防止するため、下水道施設の耐震化等を推進する。

【公共事業の担い手確保】

○公共事業の持続的な担い手確保

公共事業の担い手である建設産業では、若年入職者の減少、技能労働者の高齢化の進展等による担い手不足が懸念されることから、働き方改革の推進、建設現場における生産性の向上などの施策に取り組むとともに、これらの取組について、産学官が連携した理解促進活動により広く周知することにより、持続的な担い手の確保を図る。

(9) 教育

○学校施設の耐震化及び防災機能の強化

児童生徒の安全確保のため、学校施設の耐震化を促進するとともに、避難所となる学校において防災上の機能の充実を図る。また、被害状況により児童生徒を保護者に引き渡しできない場合に備え、食料・飲料水等の備蓄を促進する。

○学校における防災教育の推進

「いのちを守る力を育てる<静岡県学校安全教育目標>」(令和 2 年 3 月策定)を示すことで、いつでもどこでも災害にあっても自らの命を守るとともに、進んで地域の防災活動に参加し、貢献できる人材の育成を推進する。

○地域で行われる防災訓練への参加促進

各地域で行われる防災訓練の実状を踏まえ、年間を通じた訓練参加を促進するとともに、実施主体となる自主防災組織、防災担当部局と教育委員会、学校が連携し、児童生徒の防災意識の高揚を図る。

第4章 計画の推進

1 町の他の計画等の見直し

本計画は、国土強靱化に係る町の他の計画等の指針となるべきものである。本町における地域防災計画など、国土強靱化に関する他の計画等を見直しする際には、本計画を基本として必要に応じて計画内容の修正等を行うものとする。

2 本計画の見直し

本計画は、国の国土強靱化基本計画や静岡県国土強靱化地域計画の見直しや社会経済情勢等の変化、施策の進捗状況等を考慮し、必要に応じて計画内容の見直しを行うものとする。

3 具体的取組の推進

本計画に基づく具体的取組については、森町地域防災計画、森町地震対策アクションプログラム2013、「ふじのくに」のフロンティアを拓く取組等の分野別計画に基づき、計画的に推進する。

4 重点化施策の抽出

4つの基本目標を達成するため、限られた資源で効率的・効果的に国土強靱化を進めるには、施策の優先順位付けを行い、優先順位の高いものについて重点化しながら進める必要がある。施策の重点化の選定方法としては、人命保護を最重点とし、「町の役割の大きさ」、「影響の大きさ」、「緊急度」の3つの観点において、リスクシナリオ単位で評価し、その中で優先順位の高い13のリスクシナリオを選定した。

13のリスクシナリオに関する施策として、「森町地震対策アクションプログラム2013」等により実施している主な取組について重点プログラムとして別紙のとおり例示して掲載する。

5 主な個別事業

本計画は、国土強靱化に関する施策を総合的かつ計画的に推進するための基本的な計画であり、他の計画の指針性を有するものであるが、国や県等の関係機関と連携し、強靱化の取組を推進するには、指針性ととも一定の具体性を持たせることが重要である。

そのため、主な個別の事業については別紙「森町国土強靱化地域計画推進のための取組（主な個別事業）」へ明記することとする。

なお、別紙についてはその具体性・個別性に鑑み、適時適切に更新を行うものとする。

【優先順位の高いリスクシナリオ】

リスクシナリオ	
1-1	地震による建物等の倒壊や火災による死傷者の発生
1-2	異常気象等による広域かつ長期的な市街地等の浸水による死傷者の発生
1-3	大規模な土砂災害による死傷者の発生
1-4	情報伝達の不備や災害に対する意識の低さ等による避難行動の遅れ等での死傷者の発生
2-1	被災地での食料・飲料水等、生命に関わる物資供給の長期停止
2-6	医療施設及び関係者等の絶対的不足・被災、支援ルートの途絶による医療機能の麻痺
2-8	避難所が適切に運営できず避難所の安全確保ができない事態
2-9	緊急輸送路等の途絶により救急・救命活動や支援物資の輸送ができない事態
6-2	上水道等の長期間にわたる供給停止
6-3	汚水処理施設等の長期間にわたる機能停止
7-1	住宅密集地での大規模火災の発生
7-2	沿道の建物倒壊による直接的な被害及び交通麻痺
9-1	企業・住民の流出等により、地域活力が低下する事態

【優先順位の高いリスクシナリオに関する重点プログラム】

計画欄の凡例（本町計画）
AP：森町地震対策アクションプログラム 2013
地防：森町地域防災計画
他：その他各課が管理する個別計画

【リスクシナリオ（1-1）】地震による建築物の倒壊や火災による死傷者の発生

No.	施策名	目標指標	進捗率	数値目標	達成目標年度	計画
1	住宅の耐震化の促進	住宅（6,130戸）の耐震化率	80%	95%	2025	AP01
2	家庭内の地震対策の促進	家具類を固定（家庭内の一部を含む）している町民の割合	69%	100%	2022	AP02
3	公有公共建築物の耐震化計画の策定	耐震性が不足する町有公共建築物の耐震化計画の策定	100%	100%	2007	AP03
4	公有公共建築物（小中学校の校舎・体育館等を除く）の耐震化	公有公共建築物（小中学校を除く）（40棟）の耐震化率	92%	100%	2022	AP04

No.	施策名	目標指標	進捗率	数値目標	達成目標年度	計画
5	公立小中学校の校舎・体育館等の耐震化	公立小中学校の校舎・体育館等（20棟）の耐震化率	85%	100%	2022	AP05
6	公有公共建築物（小中学校の校舎・体育館等を含む）の天井耐震診断の実施	公有公共建築物（小中学校の校舎・体育館等を含む）の天井耐震診断の実施	—	100%	2022	AP06
7	公有公共建築物（小中学校の校舎・体育館等を含む）の照明灯の落下防止措置の実施	公有公共建築物（小中学校の校舎・体育館等を含む）の照明灯の落下防止措置の実施	—	100%	2022	AP07
8	特定建築物の耐震化の促進	耐震改修促進法に基づく特定建築物（52棟）の耐震化率	100%	100%	2014	AP11
9	緊急輸送路等沿いブロック塀の耐震化の促進	緊急輸送路沿いの危険なブロック塀（57箇所）の耐震化率	46%	70%	2025	AP16
10	消防施設・設備の整備	耐震性貯水槽（40基）の整備率	97%	100%	2015	AP28
11	震災復興のための都市計画行動計画策定の促進	都市計画区域の震災復興都市計画行動計画の策定率	100%	100%	2019	AP87

【リスクシナリオ（1-2）】異常気象等による広域かつ長期的な市街地等の浸水による死傷者の発生

No.	施策名	目標指標	進捗率	数値目標	達成目標年度	計画
12	改修が必要な河川の整備率	10年に1回程度降る雨に対する安全性を確保するため、改修が必要な河川（39km）の整備率	66%	71%	2025	他
13	農業用施設の耐震化	農業水利施設、農業用ため池の耐震化率	0%	100%	2022	AP14
14	ハザードマップの作成	ハザードマップを作成し、全世帯へ配布する。	100%	100%	2016	AP55

【リスクシナリオ（1-3）】大規模な土砂災害による死傷者の発生

No.	施策名	目標指標	進捗率	数値目標	達成目標年度	計画
15	土石流危険渓流の整備率	土石流危険渓流（59渓流）の整備率	26%			他
16	地すべり防止施設の整備率	地すべり防止施設の整備が必要な箇所（11箇所）の整備率	40%			他
17	山地災害防止施設の整備（治山）	山地災害の安全対策が必要な地区（41箇所）の整備率	—	90%	2022	AP17
18	山地災害防止の推進（森林整備）	山地災害を防止するための森林整備予定面積（450ha）の整備率	—	100%	2022	AP18
再掲	ハザードマップの作成	ハザードマップを作成し、全世帯へ配布する。	100%	100%	2016	AP55

【リスクシナリオ（１－４）】情報伝達の不備や災害に対する意識の低さ等による避難行動の遅れ等での死傷者の発生

No.	施策名	目標指標	進捗率	数値目標	達成目標年度	計画
19	町防災行政無線の高度化	デジタル防災通信システム整備	0%	100%	2016	AP22
20	孤立地域対策の促進（通信手段の確保）	集落散在地域の孤立予想集落（17集落）における通信手段の整備率	100%	100%	2022	AP26
21	災害時情報伝達の強化・促進（J-アラート）	予知情報や噴火警報等 J-アラートによる情報を同報無線として自動送信	100%	100%	2011	AP39
22	災害時情報伝達の強化・促進（同報無線）	同報無線子局の更新数（19基）	100%	100%	2018	AP40
23	災害時情報伝達の強化・促進（屋内受信機）	戸別受信機の整備	100%	100%	2012	AP41
再掲	ハザードマップの作成	ハザードマップを作成し、全世帯へ配布する。	100%	100%	2016	AP55
24	地域防災訓練の充実・強化（自主防災組織）	自主防災組織における地域防災訓練の実施率	94.1%	100%	2022	AP57

【リスクシナリオ（２－１）】被災地での食料・飲料水等、生命に関わる物資供給の長期停止

No.	施策名	目標指標	進捗率	数値目標	達成目標年度	計画
25	水道施設の耐震化	上水道基幹管路耐震適合率	15.7%	39.3%	2030	AP13
26	拠点防災倉庫の整備	災害時に拠点となる拠点防災倉庫の整備	100%	100%	2022	AP19
27	配水池の耐震化	配水池（3箇所）の耐震化率	100%	100%	2024	AP63
28	町民の緊急物資備蓄の促進（食料・飲料水）	7日以上の食料・飲料水を備蓄している町民の割合	4.2%	100%	2022	AP79
29	事業所の緊急物資備蓄の促進	飲料水・食料を備蓄している事業所の割合	—	100%	2022	AP80
30	緊急物資備蓄の促進	町の緊急物資（非常食）の備蓄量（4.5万食）	94.4%	100%	2022	AP81
31	非常用給水タンクの更新	非常用給水タンク（15基）の更新	86.6%	100%	2022	AP82

【リスクシナリオ（２－６）】医療施設及び関係者等の絶対的不足・被災、支援ルートの途絶による医療機能の麻痺

No.	施策名	目標指標	進捗率	数値目標	達成目標年度	計画
32	町医療救護計画の改定	救護所見直しに伴う医療救護計画の改定	100%	100%	2012	AP34
33	救護所の資機材の整備	救護所の資機材の充足率	100%	100%	2014	AP35
34	救護病院等の資機材の整備	仮設救護病院等の資機材の充足率	100%	100%	2022	AP36

No.	施策名	目標指標	進捗率	数値目標	達成目標年度	計画
35	災害時医療救護マニュアル改定の促進	救護病院（1病院）における県広域受援計画作成に伴う災害時医療救護マニュアルの改定率	100%	100%	2008	AP80
36	広域搬送トリアージ基準の習熟度の向上	救護病院（1病院）における広域搬送トリアージ基準を用いた訓練の実施率	100%	100%	2009	AP81
37	救護病院・救護所の防災訓練の実施	公立森町病院・森町家庭医療センター合同の防災訓練の実施	100%	100%	2022	他

【リスクシナリオ（2-8）】避難所が適切に運営できず避難所の安全確保ができない事態

No.	施策名	目標指標	進捗率	数値目標	達成目標年度	計画
再掲	公有公共建築物（小中学校の校舎・体育館等を除く）の耐震化	公有公共建築物（小中学校を除く）（40棟）の耐震化率	92%	100%	2022	AP04
再掲	公立小中学校の校舎・体育館等の耐震化	公立小中学校の校舎・体育館等（20棟）の耐震化率	85%	100%	2022	AP05
再掲	特定建築物の耐震化の促進	耐震改修促進法に基づく特定建築物（52棟）の耐震化率	100%	100%	2022	AP11
再掲	公有公共建築物（小中学校の校舎・体育館等を含む）の天井耐震診断の実施	公有公共建築物（小中学校の校舎・体育館等を含む）の天井耐震診断の実施	—	100%	2022	AP06
再掲	公有公共建築物（小中学校の校舎・体育館等を含む）の照明灯の落下防止措置の実施	公有公共建築物（小中学校の校舎・体育館等を含む）の照明灯の落下防止措置の実施	—	100%	2022	AP07
38	防災拠点施設のガラス飛散防止措置の実施	防災拠点施設（2施設）のガラス飛散防止措置の実施率	100%	100%	2007	AP08
39	防災センターの整備	防災センター（3施設）の整備率	100%	100%	1998	AP52
40	避難所の防災倉庫の整備	避難所（15施設）における防災倉庫の整備率	100%	100%	2011	AP71
41	避難所等の機能充実	避難所への無線整備（15避難所）	100%	100%	2016	AP72
42	災害ボランティアの連携強化	災害ボランティアとの合同訓練の実施	100%	100%	2012	AP78

【リスクシナリオ（２－９）】緊急輸送路等の途絶により緊急・救命活動や支援物資の輸送ができない事態

No.	施策名	目標指標	進捗率	数値目標	達成目標年度	計画
43	町管理橋梁の耐震対策	町管理橋梁のうち橋長 15m以上の橋梁（59 橋）の耐震補強	37%	45%	2025	AP12
		町管理橋梁のうち高速道路跨道橋（1 橋）の耐震補強	100%	100%	2022	
		町管理橋梁のうち天竜浜名湖鉄道跨線橋（1 橋）の耐震補強	100%	100%	2022	
		町管理橋梁のうち代替・補完路にある橋梁（1 橋）の耐震補強	100%	100%	2022	
再掲	緊急輸送路等沿いブロック塀の耐震化の促進	緊急輸送路沿いの危険なブロック塀（57 箇所）の耐震化率	46%	70%	2025	AP16

【リスクシナリオ（６－２）】上水道等の長期間にわたる機能停止

No.	施策名	目標指標	進捗率	数値目標	達成目標年度	計画
再掲	水道施設の耐震化	上水道基幹管路耐震適合率	15.7%	39.3%	2030	AP13
再掲	配水池の耐震化	配水池（3箇所）の耐震化率	100%	100%	2024	AP63
再掲	非常用給水タンクの更新	非常用給水タンク（15 基）の更新	86.6%	100%	2022	AP82

【リスクシナリオ（６－３）】汚水処理施設等の長期間にわたる機能停止

No.	施策名	目標指標	進捗率	数値目標	達成目標年度	計画
44	下水道処理施設の耐震適合	耐震適合基準に沿った下水道処理施設の整備	100%	100%		他
45	仮設トイレの備蓄	3日間で必要とされる仮設トイレ165 基の備蓄	100%	100%	2015	地防

【リスクシナリオ（７－１）】住宅密集地での大規模火災の発生

No.	施策名	目標指標	進捗率	数値目標	達成目標年度	計画
再掲	消防施設・設備の整備	耐震性貯水槽（40 基）の整備率	97%	100%	2015	AP28
46	消防団用防災資機材の整備強化	消防団用防災資機材の整備強化充足率	95%	100%	2015	AP31
47	消防団員の確保と活動の活性化	消防団員数（387/393 人）	98.5%	100%	2022	AP46
再掲	震災復興のための都市計画行動計画策定の促進	都市計画区域の震災復興都市計画行動計画の策定率	100%	100%	2019	AP87

【リスクシナリオ（7-2）】沿道・沿線の建物倒壊による直接的な被害及び交通麻痺

No.	施策名	目標指標	進捗率	数値目標	達成目標年度	計画
再掲	住宅の耐震化の促進	住宅（6,130戸）の耐震化率	80%	95%	2025	AP01
再掲	特定建築物の耐震化の促進	耐震改修促進法に基づく特定建築物（52棟）の耐震化率	100%	100%	2014	AP11
再掲	町管理橋梁の耐震対策	町管理橋梁のうち橋長 15m以上の橋梁（59橋）の耐震補強	37%	45%	2025	AP12
		町管理橋梁のうち高速道路跨道橋（1橋）の耐震補強	100%	100%	2022	
		町管理橋梁のうち天竜浜名湖鉄道跨線橋（1橋）の耐震補強	100%	100%	2022	
		町管理橋梁のうち代替・補完路にある橋梁（1橋）の耐震補強	100%	100%	2022	
再掲	緊急輸送路等沿いブロック塀の耐震化の促進	緊急輸送路沿いの危険なブロック塀（57箇所）の耐震化率	46%	70%	2025	AP16

【リスクシナリオ（9-1）】企業・住民の流出等により、地域活力が低下する事態

No.	施策名	目標指標	進捗率	数値目標	達成目標年度	計画
48	事業所等に対する事業継続計画（BCP）の策定の促進	事業所等の事業継続計画（BCP）策定率	5%	50%	2022	AP86
再掲	震災復興のための都市計画行動計画策定の促進	都市計画区域の震災復興都市計画行動計画の策定率	100%	100%	2019	AP87

【脆弱性評価結果】

1 大規模自然災害が発生したときでも人命の保護が最大限図られる

1-1 地震による建物等の倒壊や火災による死傷者の発生

<被害想定等> 【地震】

(第4次地震被害想定：レベル2)

- ・建物被害 全壊・焼失数：約 4,100 棟 (うち地震動：約 3,400 棟)
- ・人的被害 死者数：約 100 人 (うち建物倒壊：約 80 人)

【現状】

本町の住宅の耐震化率は80%となっており、耐震改修促進法に基づく特定建築物(52棟)の耐震化率は100%となっている。

また、家庭内対策の1つである家具の固定に関して、家具類(家庭内の一部を含む)を固定している町民の割合は、69%となっている。

緊急輸送路等沿いの危険なブロック塀(57箇所)の耐震改修等実施率は、46%となっている。

大規模地震発生時、水利不足により延焼拡大のおそれがある地域への耐震性貯水槽(40基)の整備率は、97%となっている。

強靱化に関する代表的な目標指標	進捗率	数値目標：年度
住宅の耐震化率	80%(2018)	95%：2025
耐震改修促進法に基づく特定建築物(52棟)の耐震化率	100%(2018)	100%：2014
家具類(家庭内の一部を含む)を固定している町民の割合	69%(2013)	100%：2022
緊急輸送路等沿いの危険なブロック塀(57箇所)の耐震改修等実施率	46%(2018)	70%：2025
大規模地震発生時、水利不足により延焼拡大のおそれがある地域への耐震性貯水槽及び防火井戸(40基)の整備率	97%(2013)	100%：2015

【評価】

想定される巨大地震による建築物倒壊から町民の生命を守り、被害を軽減するため、国の住宅建築物安全ストック形成事業を活用したプロジェクト「TOUKAI-0」総合支援事業により、住宅・建築物の耐震化を推進する。住宅については、専門家による無料の耐震診断や耐震補強工事への補助金助成、町広報誌及び町内回覧による周知・啓発活動により耐震化を促進していく。

家具類を固定している町民や危険なブロック塀の耐震改修等については、住宅の耐震化と比べ実施率が低いため、同報無線や広報誌による広報のほか、出前講座等において周知し、促進を図る必要がある。

大規模地震発生時、水利不足により延焼拡大のおそれがある地域への耐震性貯水槽(40基)の整備率は、97%となっており、ほぼ目標に達しているため、維持補修等を継続する必要がある。

その他、都市計画マスタープランにおける防災都市づくりの基本方針にのっとり、大規模自然災害発生による被害を軽減し拡大を抑制する取組を進める。

また、長期的な財政負担の軽減・平準化と町民への安全で快適な建築物を確保するため、計画的な町の公共建築物の改修や施設パトロールを実施し、建築物の長寿命化を図る必要がある。

【主な対応施策】

- ・町有公共建築物等の維持補修
- ・町有公共建築物等の天井脱落防止
- ・公共建築物長寿命化事業
- ・公共建築物保全事業
- ・住宅の耐震化の促進
- ・家庭内の地震対策の促進(家具の固定)
- ・地域の消防力の確保
- ・緊急輸送路等沿いのブロック塀の耐震改修等の促進

1-2 異常気象等による広域かつ長期的な浸水による死傷者の発生

<被害想定等> 【風水害】

- ・死傷者の発生
- ・建物・住宅地、農地等への浸水
- ・交通ネットワークの機能停止

【現状】

10年に1回程度降る雨に対する安全性を確保するために改修が必要な河川（39 km）の整備率（延長）は、66%となっている。

防災重点ため池に指定され、耐震調査とハザードマップの作成を行うこととなっている受益地のある農業用ため池（11箇所）の耐震調査とハザードマップの作成率は、0%となっている。

洪水ハザードマップの作成率は、目標を達成している。

風水害時の時系列の行動計画の作成は、完了している。

また、町内の二級河川・準用河川等に対し、洪水による堤防の洗掘を防ぐための護岸整備や洪水を安全に流すための河道掘削工事を実施している。

強靱化に関する代表的な目標指標	進捗率	数値目標：年度
10年に1回程度降る雨に対する安全性を確保するため、改修が必要な河川（39 km）の整備率（延長）	66%（2015）	71%：2025
農業用ため池（11箇所）の耐震調査とハザードマップの作成	0%（2019）	100%：2021
洪水ハザードマップ作成率	100%（2019）	100%：2018
風水害時の時系列の行動計画の作成率	100%（2019）	100%：2018

【評価】

10年に1回程度降る雨に対する安全性を確保するために改修が必要な河川（39 km）の整備率（延長）は、2025年度の目標数値に届きそうな状況であり、更なる整備促進を図る必要がある。農業用ため池（11箇所）の耐震調査とハザードマップの作成率は未着手となっており、速やかに着手し完了させる必要がある。

洪水ハザードマップは作成済みであることから周知に努めるとともに、ハザードマップを用いての水害版図上訓練の実施等により、地域防災力の向上を図る必要がある。今後、指定河川以外の中小河川についてもデータが公表されればハザードマップ更新を検討する。

風水害時の時系列の行動計画は作成しているが、新たな知見があった場合等に見直しを図る必要がある。

【主な対応施策】

- ・農業用施設の耐震化
- ・農業用施設の耐震診断・耐震補強工事
- ・洪水ハザードマップの更新
- ・河川の整備及び河床整備 等
- ・幹線水路の耐震化対策
- ・農業用施設の耐震化・耐水化
- ・水位情報の伝達

1-3 大規模な土砂災害による死傷者の発生

<被害想定等> 【土砂災害】

- ・ 死傷者の発生
- ・ 建物等の損壊、農地・森林の荒廃
- ・ 町内の土砂災害危険箇所（令和2年3月末時点）：土砂災害警戒区域 529 箇所
土砂災害特別警戒区域 478 箇所

【現状】

町の面積の約70%を占める森林については、国内木材需要の低下、林業従事者の高齢化や後継者不足、不在所有者の山林面積の増加などによる荒廃化が懸念されている。

また、主に県が進めている、土石流、地すべり等の危険箇所に対する土砂災害防止施設の整備は、土石流危険渓流（59 渓流）の整備率は26%、地すべり防止施設の整備が必要な箇所（11 箇所）の整備率は40%となっている。

強靱化に関する代表的な目標指標	進捗率	数値目標：年度
土石流危険渓流（59 渓流）の整備率	26% (2019)	-
地すべり防止施設の整備が必要な箇所（11 箇所）の整備率	40% (2019)	-

【評価】

森林の持つ水源の涵養、土砂の流出崩壊防止等、公益的機能の重要性が高まっており、その機能が効果的に発揮されるよう適切な整備・保全を推進する必要がある。

また、土砂災害防止施設の整備は、整備を要する箇所が多いため、整備率は高い状況ではないが、着実に整備促進が図れるよう県と連携するとともに、土砂災害警戒区域に関するハザードマップの更新や土砂災害要配慮者利用施設の避難確保計画作成等のソフト対策も推進する必要がある。

【主な対応施策】

- ・ 土砂災害警戒区域等の指定、警戒避難体制の整備
- ・ 適切な森林整備・保全の推進
- ・ ハザードマップ更新 等

1-4 情報伝達の不備や災害に対する意識の低さ等による避難行動の遅れ等での死傷者の発生

<被害想定等> 【地震・風水害・土砂災害】

(第4次地震被害想定：レベル2)

・建物倒壊による人的被害 死者数（早期避難率高+呼びかけ）：約 30 人

【現状】

南海トラフ地震臨時情報等の緊急情報の伝達手段の複数確保（5種類）となっている。

同報無線のデジタル化率は、0%である。

また、自主防災組織における地域防災訓練の実施率は高く、中・高校生に対しても学校や地域から参加を呼びかけている。

強靱化に関する代表的な目標指標	進捗率	数値目標：年度
南海トラフ地震臨時情報等の緊急情報の伝達手段の複数確保（5種類）	—	—
同報無線のデジタル化率	0%	100%：2015
自主防災組織における地域防災訓練の実施率(64/68 自主防災会)	94.1% (2019)	100%：2022
中・高校生の地域防災訓練への参加率	—	50%：2022

【評価】

緊急情報の伝達手段の複数確保については、同報無線・緊急速報メール・森町ちやっとメール・ラジオの自動起動・テレビの自動起動のうち、ラジオ・テレビの自動起動が確立されていないが、情報インフラ等の環境の変化に応じて全国瞬時警報システム（Jアラート）及び災害情報共有システム（Lアラート）等の導入をしており、今後も更なる効果的な情報伝達手段の構築を図る必要がある。

同報無線は、2009年度に山間が多い地形等の要因から新たなスプリアス規格に適合するアナログ波の現設備へ更新を行った。同時に受信困難地域を解消するため、別周波数の再送信局の設置も実施してきたが、北部再送信局の送信電波の伝搬状況が近年低下しており、対策を検討する必要がある。また、将来的に次期システムへ移行する際にはデジタル化を検討する。

自主防災組織における地域防災訓練の実施率は高い。その訓練への中・高校生の参加率は確認できていないが、将来を担う防災に係る人材育成、自助・共助の意識向上を図るためにも、中・高校生の地域防災訓練への参加を促進する必要がある。

その他、災害時避難行動要支援者への支援体制の整備や要支援者自身の防災意識の向上を図る必要がある。

また、女性の視点を取り入れた地域での防災体制づくりの強化のため、地域で活躍できる女性防災リーダー等の育成を検討する。

【主な対応施策】

- ・町民の自助・共助力の強化
- ・災害対策本部の業務円滑化
- ・同報無線の受信困難地区の解消やデジタル化の検討
- ・男女共同参画の視点からの防災対策の推進
- ・地域防災訓練の充実・強化 等
- ・公立小中学校・幼稚園の防災教育に係る教材の作成
- ・避難行動要支援者の支援充実

2 大規模自然災害発生直後から救助・救急、医療活動等が迅速に行われる

2-1 被災地での食料・飲料水等、生命に関わる物資供給の長期停止

<被害想定等> 【地震】

- ・物資の不足 1～3日目の計：食料 約4万5千食
- ・上水道の断水率（直後）：100% 復旧6週間程度

【現状】

家庭において7日以上飲料水及び食料を備蓄している町民の割合は、4.2%に留まっている。

飲料水・食料を備蓄している事業所の割合は、把握できていない。

町の緊急物資の目標数量までの備蓄率は、食料（4.5万食）は56%となっている。

また、浄化した水を一時的に貯めておく配水池に対する耐震化率は100%、上水道基幹管路耐震適合率は15.7%となっている。

強靱化に関する代表的な目標指標	進捗率	数値目標：年度
7日以上飲料水・食料を備蓄している町民の割合	4.2% (2013)	100%：2022
飲料水・食料を備蓄している事業所の割合	—	100%：2022
緊急物資（食料）の備蓄量（4.5万食）	94.4% (2019)	100%：2022
自主防災組織における地域防災訓練の実施率(64/68 自主防災会)	94.1% (2019)	100%：2022
配水池（3箇所）の耐震化率	100% (2019)	100%：2024
上水道基幹管路耐震適合率	15.7% (2019)	39.3%：2030

【評価】

家庭において7日以上備蓄をしている町民の割合及び事業所での備蓄の割合が低いため、日常生活で準備できる備蓄方法等を様々な機会を捉えて周知し、促進を図る必要がある。

また、町の緊急物資において、食料については2020年度末には目標に到達する見込みであることから、以降は更新を行い、達成を継続する必要がある。

上水道区域水道配水池に対する耐震化率は100%、上水道基幹管路耐震適合率は2030年度に約40%への向上を目指しており、災害時における上水道の機能確保を図るため、引き続き維持補修と整備を促進する必要がある。

【主な対応施策】

- ・町民の緊急物資備蓄の促進
- ・事業所の緊急物資備蓄の促進
- ・緊急物資備蓄の推進
- ・上水道基幹管路の耐震化 等

2-2 多数かつ長期にわたる孤立集落等の同時発生

<被害想定等> 【地震・土砂災害】

(第4次地震被害想定レベル2)

- ・孤立集落発生可能性数：19 地域

【現状】

集落散在地域のヘリ離発着スペース（19箇所）における誘導訓練の実施率は、10.5%（H21 大河内・大久保）となっている。

また、孤立予想集落へのデジタル防災行政無線（17台）の配備は完了している。

強靱化に関する代表的な目標指標	進捗率	数値目標：年度
集落散在地域のヘリ離発着スペース（19箇所）における誘導訓練の実施率	10.5%（2013）	100%：2022
孤立予想集落へのデジタル防災行政（17台）の配備率	100%（2019）	100%：2016

【評価】

集落散在地域のヘリ離発着スペースにおける誘導訓練の実施率が向上するよう、優先順位を付けて、ヘリコプターの誘導訓練を行う必要がある。

孤立予想集落への通信手段として、デジタル防災行政無線を配備済みであり、適正な維持管理や通信訓練を行う必要がある。

その他、県と連携して山間地における治山対策とともに、災害時の迂回路となる農道や林道の整備を図り、避難路や代替輸送路の確保につながる取組を促進する必要がある。

【主な対応施策】

- ・孤立地域対策の推進（ヘリ誘導訓練）
- ・孤立予想集落対策の推進（通信手段の確率を図る訓練）
- ・山間地における治山対策の促進
- ・農道や林道整備の推進 等

2-3 警察、消防、自衛隊の被災等による救助、救急活動等の絶対的不足

<被害想定等> 【地震・津波】

(第4次地震被害想定：レベル2)

- ・自力脱出困難者数(地震動)：約400人

【現状】

災害時における市町村間相互応援協定に関しては、中遠地域2市1町で取り交わしているほか、三遠南信地域16市9町14村と協定を取り交わしている。

地域防災の担い手である消防団に関しては、若年世代の減少等により近年定数393人が確保できていない。また、町外勤務者の増加による緊急時の対応も懸念されている。

強靱化に関する代表的な目標指標	進捗率	数値目標：年度
第4次地震被害想定を踏まえた広域受援計画の構築(県計画)	100%(2019)	100%：2017
消防団員の確保(387人/定数393人)	98.5%(2020)	100%：2022
自主防災組織の資機材充足率	100%(2013)	100%：2022

【評価】

災害時の相互応援協定の取り交わしはあるものの、広域受援計画は策定されていない。今後策定を検討し、効率的な災害応急対策を実施することができるように、関係機関と情報共有を図る必要がある。

消防団に関しては、現在は定数近い団員が確保されているものの、人口動態の予測から、この体制の維持が難しいことも予想されるため、規模縮小に対応した組織再編や少数でも防災力を維持するための資機材の整備を進める必要がある。

自主防災会への一律の防災資機材の配備は完了しているため、今後は地域の地理や構成など、実態にあった資機材を地域自ら選択し、整備する行為に対し補助する制度の活用を促す。

その他、災害対応に支障が出ないように防災拠点となる公共施設の耐震化や維持補修を行う必要がある。

【主な対応施策】

- ・広域受援体制の確立
- ・地域の防災活動を支える人材の育成
- ・自主防災組織の資機材の充実
- ・地域の消防力の確保
- ・消防施設・設備の整備、充実 等

2-4 救助・救急、医療活動のためのエネルギー供給の長期途絶

<被害想定等>【地震・津波】

(第4次地震被害想定：レベル2)

- ・電力の停電率(直後)：89% 復旧1週間程度
- ・上水道の断水率(直後)：100% 復旧6週間程度

【現状】

被災時の救護病院となる公立森町病院には自家発電機が整備され、燃料はボイラー等と共通の灯油を用い、3日間程度の運用が可能となっている。

また、中部電力と停電時の優先復旧施設を整理する中で、公立森町病院は復旧を最も優先すべきAランクに位置づけている。

強靱化に関する代表的な目標指標	進捗率	数値目標：年度
救護病院の停電対策	100%(2013)	100%：2024

【評価】

町内のエネルギー(電力)自給率は、把握できていないが、住宅や事業所で太陽光発電などの設置は進んでいる。引き続き、住宅をはじめ、事業所や病院、工場等において燃料タンクや自家発電装置の設置、自家消費を中心とした再生可能エネルギーや自立・分散型電源の導入を促進する必要がある。

また、大規模停電等に備え、ライフライン事業者等との情報収集手段や情報内容の整理、連絡体制の強化を図る必要がある。

【主な対応施策】

- ・再生可能エネルギー等の導入と省エネルギーの推進
- ・効果的なライフライン情報の収集・提供の確立
- ・燃料供給団体等との災害時協力協定締結の推進 等

2-5 長期の帰宅困難者（観光客を含む）への水・食料等の供給不足

<被害想定等> 【地震】

（第4次地震被害想定：レベル2）

・帰宅困難者数（観光・出張客）：約1,500人

【現状】

飲料水・食料を備蓄している事業所の割合は、把握できていない。

町の緊急物資の目標数量までの備蓄率は、食料（約4.5万食）は94.4%となっている。

強靱化に関する代表的な目標指標	進捗率	数値目標：年度
飲料水・食料を備蓄している事業所の割合	—	100%：2022
緊急物資（食料）の備蓄量（約4.5万食）	94.4%（2019）	100%：2022

【評価】

大規模自然災害発生時、交通機関や観光施設、事業所等においては、当面の間、その施設や事業所内に利用者や従業員等を留めておくことが必要となるが、事業所での備蓄の割合が不明であるため、今後、機会を捉えて備蓄の周知、促進を図る必要がある。

また、町の緊急物資において、食料については2020年度末には目標に到達する見込みであることから、以降は更新を行い、達成を継続する必要がある。

【主な対応施策】

- ・事業所の緊急物資備蓄の促進
- ・緊急物資備蓄の推進 等

2-6 医療施設及び関係者等の絶対的不足・被災、支援ルートの途絶による医療機能の麻痺

<被害想定等> 【地震】

(第4次地震被害想定：レベル2)

- ・ 医療対応不足数：入院 約 1,600 人、外来 約 1,700 人
- ・ 日常受療困難者数：入院 約 100 人、外来 約 600 人
- ・ 救急搬送充足率：2%

【現状】

応急救護所等への医療資機材の配備・更新の率は、目標に対し100%となっている。

救護所編成の見直しに伴う医療救護計画の改定や、県広域受援計画作成に伴う災害時医療救護マニュアルの改定は完了している。

また、毎年、救護病院となる公立森町病院では救護所が開設される森町家庭医療センターと合同で防災訓練を実施している。

強靱化に関する代表的な目標指標	進捗率	数値目標：年度
応急救護所等への医療資機材の充足率	100% (2019)	100%：2014
救護所見直しに伴う医療救護計画の改定	100% (2013)	100%：2012
救護病院における県広域受援計画作成に伴う災害時医療救護マニュアルの改訂率	100% (2013)	100%：2008
救護病院・救護所の防災訓練の実施	100% (2019)	100%：2024

【評価】

応急救護所等への医療資機材の配備は完了しているものの使用期限に限りがあるため、適時、資機材の整備・点検・維持管理をしていく必要がある。

町内のエネルギー（電力）自給率は、把握できていないが、住宅や事業所で太陽光発電などの設置は進んでいる。引き続き、住宅をはじめ、事業所や病院、工場等においても、燃料タンクや自家発電装置の設置、自家消費を中心とした再生可能エネルギーや自立・分散型電源の導入を促進する必要がある。

また、災害に備え、医療救護本部や救護所における防災対応を確認するための訓練を継続し、機能強化を図る必要がある。

【主な対応施策】

- ・ 地域防災訓練との連携・強化
- ・ 再生可能エネルギー等の導入と省エネルギーの推進
- ・ 災害時医療救護体制の整備
- ・ 救護病院、救護所における防災訓練の実施
- ・ 中東遠地域の医療関係機関との連携強化 等

2-7 被災地における疫病・感染症等の大規模発生

<被害想定等> 【地震・風水害】

インフルエンザの集団感染、ノロウイルス等の感染性胃腸炎のまん延、食中毒等の発生可能性が危惧される。また、新型コロナウイルス感染症など予防や治療方法が確立していない新たな感染症にも対応した避難所運営等が必要となる

【現状】

上水道の配水池（3箇所）施設の耐震化は、100%で目標を達成している。
下水道整備事業に関しては、現在第4期計画の整備を進めている。

強靱化に関する代表的な目標指標	進捗率	数値目標：年度
配水池（3箇所）の耐震化率	100% (2019)	100%：2024
水道管のうち石綿管敷設替え率	94.5% (2019)	100%：2024
下水処理施設の耐震化適合率	100% (2019)	100%：2024

【評価】

上水道の配水池については、耐震化が完了している。石綿管の敷設替えについては、令和2年度末に完了予定となっている。

下水道施設は、令和2年度より第4期となる整備を進めているところであり、公衆衛生問題だけでなく、交通障害等にも効果があることから、耐震性を確保しつつ整備を推進する必要がある。

また、感染症の発生・まん延を防ぐため、平時から予防接種の周知を図る必要があるほか、新型コロナウイルス感染症の様に予防や治療方法が確立していない新たな感染症がまん延した状況下においても町民が躊躇なく避難行動を行えるための資機材の整備や運営体制を確立する必要がある。

【主な対応施策】

- ・感染症対策避難所資機材の整備
- ・耐震性基準に適合した下水道施設の整備 等

2-8 避難所が適切に運営できず避難所の安全確保ができない事態

<被害想定等>【地震、風水害】

(第4次地震被害想定：レベル2)

避難所避難者数：約5千人

【現状】

小中学校の校舎・体育館等を除く町有公共建築物の耐震化率は92%となっており、公立小中学校の校舎・体育館等(20棟)の耐震化率は85%となっている。

また、耐震改修促進法に基づく特定建築物(52棟)の耐震化率は100%となっている。

避難所の天井落下対策や照明灯の落下防止対策については一部未済のものもある。

避難所運営の助けにもなる活動可能な災害ボランティアとの連携が必要となる。

強靱化に関する代表的な目標指標	進捗率	数値目標：年度
公有公共建築物(小中学校を除く)(40棟)の耐震化率	92%(2013)	100%：2022
公立小中学校の校舎・体育館等(20棟)の耐震化率	85%(2013)	100%：2022
耐震改修促進法に基づく特定建築物(52棟)の耐震化率	100%(2018)	100%：2022
指定避難所の天井落下防止基準適合率(14/15施設)	93.3%(2019)	100%：2022
防災ボランティアとの合同訓練の実施	100%(2013)	100%：2012

【評価】

避難所となる公共建築物の耐震化は一部天井落下防止措置や照明灯などの落下防止が図られていないものがあるため、これらの対策が必要となっている。対策済みの建築物にあっても施設パトロール等により点検、維持管理していく必要がある。

災害ボランティアを派遣する災害ボランティアセンターの体制は構築されており、町災害対策本部からの要請に応えることができるよう、毎年訓練を実施している。今後は、町災害対策本部との連携を深めつつ、感染症等の対策を踏まえた訓練も重ねる必要がある。

その他、避難所・福祉避難所への防災資機材の充実・強化を図りつつ、迅速な避難所運営が実現できるように県の避難所運営マニュアルや町の「新型コロナウイルス感染症を踏まえた避難所運営ガイドライン」に準じた訓練を重ねる必要がある。

適切な避難所運営体制を構築することで、災害関連死の抑制につなげる必要がある。

【主な対応施策】

- ・町有公共建築物の耐震化、維持補修
- ・公共建築物長寿命化事業
- ・指定避難施設内の避難場所確保
- ・避難所運営支援体制の充実・強化
- ・指定避難所の天井脱落防止
- ・公共建築物保全事業
- ・避難所等の機能充実
- ・災害ボランティアセンターとの連携強化 等

2-9 緊急輸送路等の途絶により救急・救命活動や支援物資の輸送ができない事態

<被害想定等> 【地震】

- ・ 緊急輸送路沿いの建築物やブロック塀の倒壊等により緊急輸送路等が不通となる
- ・ 橋梁の落下により交通が分断される

【現状】

町管理橋梁のうち、橋長 15m以上の橋梁（対象 59 橋）の耐震補強率は 37%である。また、高速道路跨道橋（対象 1 橋）、代替・補完路にある町管理橋梁（1 橋）の耐震補強率はともに目標を達成している。

また、緊急輸送路等沿いの危険なブロック塀（57 箇所）の耐震改修等実施率は 46%となっている。

強靱化に関する代表的な目標指標	進捗率	数値目標：年度
町管理橋梁のうち、橋長 15m以上の橋梁の耐震補強（対象 59 橋）	37% (2019)	45%：2025
町管理橋梁のうち、高速道路跨道橋の耐震補強（対象 1 橋）	100% (2019)	
町管理橋梁のうち、天竜浜名湖鉄道の跨線橋の耐震補強（対象 1 橋）	100% (2019)	
町管理橋梁のうち、代替・補完路にある橋梁（1 橋）の耐震化の促進	100% (2019)	
緊急輸送路等沿いの危険なブロック塀（57 箇所）の耐震改修等実施率	46% (2018)	70%：2025

【評価】

町管理橋梁のうち、高速道路跨道橋及び天竜浜名湖鉄道の跨線橋、代替・補完路にある橋梁の耐震補強は、整備が完了しており、今後も引き続き維持管理に取り組む必要がある。

緊急輸送路等沿いの危険なブロック塀の耐震改修等の実施率は、2025 年度の目標 70%を達成するため、国の住宅・建築物の安全ストック形成事業を活用したプロジェクト「TOUKAI-0」総合支援事業によるブロック塀の撤去・改善への補助金助成等により耐震化を促進する必要がある。

その他、県と連携して山間地における治山対策とともに、災害時の迂回路となる農道や林道の整備を図り、避難路や代替輸送路の確保につながる取組を促進する必要がある。

また、緊急輸送路の途絶を迅速に解消するため、関係機関や災害時応援協定を締結する事業者等との連携強化を図る必要がある。

【主な対応施策】

- ・ 町管理橋梁の耐震補強、維持修繕
- ・ 緊急輸送路等沿いのブロック塀の耐震改修等の促進
- ・ 高速道路等跨道橋の維持修繕
- ・ 老朽住宅密集対策の促進
- ・ 町管理天竜浜名湖鉄道跨線橋の維持補修
- ・ 緊急輸送路等の下水道マンホール浮上防止対策
- ・ 道路啓開計画に基づく訓練等の実施 等

3 大規模自然災害発生直後から必要不可欠な行政機能は確保する

3-1 町の職員・施設等の被災による機能の大幅な低下

＜被害想定等＞【地震・風水害】

- ・庁舎等災害対応拠点施設が甚大な被害を受ける可能性がある
- ・幹部職員が死傷し指揮機能が失われる可能性がある
- ・町職員の死傷により人員確保ができない可能性がある

【現状】

耐震改修促進法に基づく特定建築物（52棟）の耐震化率は100%となっている。
 周辺市町村との災害時相互応援協定は締結されている。
 本町における12部局の業務継続計画（BCP）の策定率は、目標を達成している。

強靱化に関する代表的な目標指標	進捗率	数値目標：年度
耐震改修促進法に基づく特定建築物（52棟）の耐震化率	100% (2018)	100%：2022
第4次地震被害想定を踏まえた広域受援計画の構築（県計画）	100% (2019)	100%：2017
業務継続計画策定率（12部局）	100% (2019)	100%：2019

【評価】

特定建築物の耐震化は図られており、施設パトロール等により点検、維持管理していく必要がある。

三遠南信地域の16市9町14村との災害時相互応援協定は存在し、受援にあつては県の広域受援計画によるものとなる。町職員の人員確保が困難な場合に備え、訓練等を通じて応援職員の受入れ体制の強化を図る必要がある。

12部局の業務継続計画（BCP）は策定済であるが、訓練等により検証と見直しを行い、業務継続に必要な体制整備の強化を図る必要がある。

その他、防災対策に当たる要員を対象として、年間を通じて計画的に各種実践的な訓練を行うことにより、防災対策業務の習熟を図る必要がある。

また、役場庁舎は、非常用発電機の設備を有しているが、国の目安である3日分の燃料が備蓄されていない。さらに施設が指定河川の最大浸水深以下にあるため、更新の際には配電施設等も含め対策を行った上で、災害時の稼働に影響を生じさせないように、適正な整備や維持管理を図る必要がある。

【主な対応施策】

- ・町有公共建築物の耐震化、維持補修
- ・町有公共建築物の天井脱落防止
- ・公共建築物保全事業
- ・広域受援体制の強化
- ・実践的防災訓練の実施 等

4 大規模自然災害発生直後から必要不可欠な情報通信機能は確保する

4-1 電力供給停止等による情報通信の麻痺・長期停止により、情報の収集・伝達ができず、避難行動や救助・支援が遅れる事態

<被害想定等> 【地震・風水害】

(第4次地震被害想定：レベル2)

・電力の停電率(直後)：89%、(1週間後)：5%

【現状】

災害時、情報の集約、共有ができる災害対策本部内の災害情報共有システムの整備は完了している。

行政無線や消防救急無線のデジタル化は完了している。同報無線のデジタル化率は、0%である。

強靱化に関する代表的な目標指標	進捗率	数値目標：年度
災害対策本部内の防災情報システム整備	100% (2019)	100%：2018
デジタル防災行政無線の整備	100% (2019)	100%：2016
消防本部のデジタル無線化	100% (2019)	100%：2015
同報無線のデジタル化率	0% (2019)	100%：2032

【評価】

災害対策本部において、情報トリアージされた被災情報や対応状況を共有するための災害情報共有システムは、平成30年度に導入済みである。今後は、訓練を重ねて習熟することにより、効率的な運用を確立する必要がある。

また、災害時における県や関係機関と情報を共有し、状況報告や応援要請のほか、緊急速報メールを発信する際にも使用する「ふじのくに防災情報共有システム(FUJISAN)」に関する県の取扱研修・訓練へ参加し、確実な使用が可能となるよう運用体制強化を図る必要がある。

同報無線は、2009年度に山間が多い地形等の要因から新たなスプリアス規格に適合するアナログ波の現設備へ更新を行った。同時に受信困難地域を解消するため、別周波数の再送信局の設置も実施してきたが、北部再送信局の送信電波の伝搬状況が近年低下しており、対策を検討する必要がある。また、将来的に次期システムへ移行する際にはデジタル化を検討する。

また、災害対策本部を設置する袋井消防署森分署、役場本庁舎ともに、非常用発電機の設備を有しているが、指定河川の最大浸水深以下にあるため、風水害による洪水に対応するための対策を検討する必要がある。

【主な対応施策】

- ・災害対策本部の業務円滑化
- ・指定河川の浸水区域にある災害対策本部の対策検討
- ・同報無線の受信困難地区の解消やデジタル化の検討
- ・行政無線の機能維持
- ・消防救急無線の機能維持
- ・同報無線の受信困難地区の解消やデジタル化の検討

4-2 テレビ・ラジオ放送の中断等により災害情報が必要な者に伝達できない事態

＜被害想定等＞【地震・風水害】

- ・テレビ、電話、パソコン等の破損、建物被害、停電等により情報機器が使用できない事態が発生する

【現状】

同報無線のデジタル化率は、0%である。

緊急情報の伝達手段の複数確保については、5種類となっている。

強靱化に関する代表的な目標指標	進捗率	数値目標：年度
Jアラートによる緊急地震速報や国民保護情報の自動送信	100% (2019)	100%：2011
同報無線屋外子局の更新（19基）	100% (2019)	100%：2018
同報無線屋内戸別受信機の更新	100% (2019)	100%：2012

【評価】

同報無線は、2009年度に山間が多い地形等の要因から新たなスプリアス規格に適合するアナログ波の現設備へ更新を行った。同時に受信困難地域を解消するため、別周波数の再送信局の設置も実施してきたが、北部再送信局の送信電波の伝搬状況が近年低下しており、対策を検討する必要がある。また、将来的に次期システムへ移行する際にはデジタル化を検討する。

緊急情報の伝達手段の複数確保については、同報無線・緊急速報メール・森町ちやっとメール・ラジオの自動起動・テレビの自動起動のうち、ラジオ・テレビの自動起動が確立されていないが、情報インフラ等の環境の変化に応じて全国瞬時警報システム（Jアラート）及び「ふじのくに防災情報共有システム（FUJISAN）」災害情報共有システムを介したLアラート等を導入しており、今後もさらなる効果的な情報伝達手段の構築を図る必要がある。

【主な対応施策】

- ・緊急情報伝達手段の強化推進
- ・携帯電話メール（緊急速報メール）の活用
- ・同報無線の受信困難地区の解消やデジタル化の検討 等

5 大規模自然災害発生後であっても、経済活動(サプライチェーンを含む)を機能不全に陥らせない

5-1 サプライチェーンの寸断等による企業の生産力低下による経済活動の停滞

<被害想定等>【地震・風水害】

- ・従業員の被災、企業設備の被害、ライフラインの停止や道路等の交通網の寸断、サプライチェーンの断絶等により生産力が低下する（静岡県の間接的経済被害は約 6.8 兆円）

【現状】

事業所の事業継続計画（BCP）の策定率は、5%となっている。

なお、県内中小企業の BCP 策定率は、40.9%となっている。

強靱化に関する代表的な目標指標	進捗率	数値目標：年度
事業所等の事業継続計画（BCP）の策定率	5% (2013)	50%：2022

【評価】

事業所の事業継続計画（BCP）の策定率が低いことから、静岡県 BCP モデルプランの周知等、県と連携し BCP 策定の促進を図る必要がある。

その他、事業所等の施設の耐震化、必要な物資の備蓄、燃料・電力の確保等、事業所等の自主的な防災対策を促進する必要がある。

【主な対応施策】

- ・事業所等の事業継続計画（BCP）の策定促進 等

5-2 社会経済活動、サプライチェーンの維持に必要なエネルギー供給の停止

<被害想定等> 【地震・風水害】

- ・従業員の被災、企業設備の被害、ライフラインの停止や道路等の交通網の寸断、サプライチェーンの断絶等により生産力が低下する（静岡県の間接的経済被害は約 6.8 兆円）

【現状】

県が主催する大規模停電意見交換会に参画し、ライフラインの情報収集手段や提供体制の構築を検討している。

また、中部電力との協議により復旧を優先する公共施設の整理は行われている。

強靱化に関する代表的な目標指標	進捗率	数値目標：年度
ライフラインの情報収集手段や提供体制の構築率（再掲）	—	100%：2022

【評価】

町内のエネルギー（電力）自給率は、把握できていないが、住宅や事業所で太陽光発電などの設置は進んでいる。引き続き、住宅をはじめ、事業所や病院、工場等においても、燃料タンクや自家発電装置の設置、自家消費を中心とした再生可能エネルギーや自立・分散型電源の導入を促進する必要がある。

また、大規模停電等に備え、ライフライン事業者等との情報収集手段や情報内容の整理、連絡体制の構築を図る必要がある。

【主な対応施策】

- ・再生可能エネルギー等の導入と省エネルギーの推進
- ・効果的なライフライン情報の収集・提供の確立 等

5-3 基幹的交通ネットワークの機能停止

<被害想定等>【地震】

(第4次地震被害想定：レベル2)

- ・ 高速道路の通行可能：緊急通行車両は3日～1か月、一般車両は1か月以上
- ・ 大きな断層変位があった場合等は、新東名高速道路、天竜浜名湖鉄道が不通となる

【現状】

町管理橋梁のうち、橋長15m以上の橋梁(対象59橋)の耐震補強率は37%である。また、高速道路跨道橋(対象1橋)、代替・補完路にある町管理橋梁(1橋)の耐震補強率はともに目標を達成している。

強靱化に関する代表的な目標指標	進捗率	数値目標：年度
町管理橋梁のうち、橋長15m以上の橋梁の耐震補強(対象59橋)	37%(2019)	45%：2025
町管理橋梁のうち、高速道路跨道橋の耐震補強(対象1橋)	100%(2019)	
町管理橋梁のうち、天竜浜名湖鉄道の跨線橋の耐震補強(対象1橋)	100%(2019)	
町管理橋梁のうち、代替・補完路にある橋梁(1橋)の耐震化の促進	100%(2019)	
緊急輸送路等沿いの危険なブロック塀(57箇所)の耐震改修等実施率	46%(2018)	70%：2025

【評価】

町管理橋梁のうち、高速道路跨道橋及び天竜浜名湖鉄道の跨線橋、代替・補完路にある橋梁の耐震補強は、整備が完了しており、今後も引き続き維持管理に取り組む必要がある。

また、緊急輸送路や通学路などにあるブロック塀の撤去及び改善工事に対する補助金助成等により、倒壊のおそれがある危険なブロック塀の耐震化を促進する(国の住宅・建築物安全ストック形成事業を活用)。さらに、巨大地震による建築物の倒壊による道路閉鎖を防止するため、緊急輸送路等の防災上重要な道路沿いにある建築物の耐震化を促進する必要がある。

その他、道路啓開を迅速に行うため、装備資機材の充実や関係機関との連携強化を図る必要がある。

【主な対応施策】

- ・ 町管理橋梁の耐震補強及び維持修繕
- ・ 緊急輸送路等沿いのブロック塀の耐震改修等の促進
- ・ 高速道路等跨道橋の維持修繕
- ・ 老朽住宅密集対策の推進
- ・ 道路啓開計画に基づく訓練等の実施 等

5-4 食料等の安定供給の停滞

<被害想定等> 【地震・風水害】

- ・流通関連施設の被災、ライフライン機能支障及び交通機能支障に伴う流通機能低下により、食料等の購入が困難となる

【現状】

事業所の事業継続計画（BCP）の策定率は、5%となっている。

第4次地震被害想定を踏まえた広域受援計画の構築率は、目標を達成している。

強靱化に関する代表的な目標指標	進捗率	数値目標：年度
事業所の事業継続計画（BCP）の策定率	5% (2013)	50%：2022
第4次地震被害想定を踏まえた広域受援計画の構築（県計画）	—	100%：2022

【評価】

事業所の事業継続計画（BCP）の策定率は低いことから、静岡県 BCP モデルプランの周知等、県と連携し BCP 策定の促進を図る必要がある。

救援物資の受入れ体制について、県や災害時相互応援協定を締結する市町村等との情報交換会や連絡窓口等の確認を定期的に行い、必要に応じて協定内容を見直す等、連携体制の強化を図る必要がある。

【主な対応施策】

- ・事業所等の事業継続の促進
- ・広域受援体制の強化 等

6 大規模自然災害発生後であっても、生活・経済活動に必要最低限の電気、ガス、上下水道、燃料、交通ネットワーク等を確保するとともに、これらの早期復旧を図る

6-1 電力供給ネットワーク（変電所、送配電施設）や石油・LPガスサプライチェーンの機能の停止

<被害想定等>【地震・風水害】

（第4次地震被害想定：レベル2）

- ・電力の停電率（直後）：89% 復旧1週間程度
- ・LPガス機能支障率（直後）：60% 復旧1週間程度

【現状】

県が主催する大規模停電意見交換会に参画し、ライフラインの情報収集手段や提供体制の構築を検討している。

また、中部電力との協議により復旧を優先する公共施設の整理は行われている。

強靱化に関する代表的な目標指標	進捗率	数値目標：年度
ライフラインの情報収集手段や提供体制の構築率	—	100%：2019

【評価】

町内のエネルギー（電力）自給率は、把握できていないが、住宅や事業所で太陽光発電などの設置は進んでいる。引き続き、住宅をはじめ、事業所や病院、工場等において燃料タンクや自家発電装置の設置、自家消費を中心とした再生可能エネルギーや自立・分散型電源の導入を促進する必要がある。

また、大規模停電等に備え、ライフライン事業者等との情報収集手段や情報内容の整理、連絡体制の強化を図る必要がある。

【主な対応施策】

- ・再生可能エネルギー等の導入と省エネルギーの推進
- ・効果的なライフライン情報の収集・提供の確立 等

6-2 上水道等の長期間にわたる供給停止

<被害想定等> 【地震】

(第4次地震被害想定：レベル2)

- ・上水道の断水率(直後)：100% 復旧6週間程度

【現状】

浄化した水を一時的に貯めておく配水池に対しての耐震化率は100%、上水道基幹管路耐震適合率は、15.7%となっている。

強靱化に関する代表的な目標指標	進捗率	数値目標：年度
上水道配水池耐震化率	100% (2019)	100% : 2022
上水道基幹管路耐震適合率	15.7% (2019)	39.3% : 2030

【評価】

上水道全体としては、一日最大給水量で12時間分の配水池容量を確保しているが、配水池別で見ると北部及び南部配水系で容量が不足しているため、北部配水池及び南部配水池の増設を計画している。

【主な対応施策】

- ・配水池の容量確保(増設)
- ・上水道基幹管路の耐震化 等

6-3 汚水処理施設等の長期間にわたる機能停止

<被害想定等>【地震】

(第4次地震被害想定：レベル2)

- ・下水道機能支障率（直後）：80%、（1か月後）：0%

【現状】

下水処理施設については耐震化適合した規格で近年整備を進めている。

また、森町震災時し尿及びごみ処理対策マニュアルで必要とされる仮設トイレ 165 基については、備蓄が完了している。

強靱化に関する代表的な目標指標	進捗率	数値目標：年度
下水処理施設の耐震化適合率	100%(2019)	100%：2022
仮設トイレの備蓄（165基）	100%(2019)	100%：2015

【評価】

森町浄化センターの施設については、耐震化適合率の目標を達成しており、今後も施設増強等を行う場合には耐震基準に適合した整備を実施する必要がある。

下水道施設の耐震化は、公衆衛生問題だけではなく、交通障害にも効果があることから、下水処理施設の耐震化適合率目標達成を維持する必要がある。

【主な対応施策】

- ・耐震の適合基準に準拠した下水道施設整備 等

6-4 地域交通ネットワークが分断する事態

<被害想定等> 【地震】

- ・建物やブロック塀等の倒壊、橋梁の落下や急傾斜地等における土砂災害等により多くの区間で不通となる

【現状】

町管理橋梁のうち、橋長 15m以上の橋梁（対象 59 橋）の耐震補強率は 37%である。また、高速道路跨道橋（対象 1 橋）、代替・補完路にある町管理橋梁（1 橋）の耐震補強率はともに目標を達成している。

強靱化に関する代表的な目標指標	進捗率	数値目標：年度
町管理橋梁のうち、橋長 15m以上の橋梁の耐震補強（対象 59 橋）	37% (2019)	45%：2025
町管理橋梁のうち、高速道路跨道橋の耐震補強（対象 1 橋）	100% (2019)	
町管理橋梁のうち、天竜浜名湖鉄道の跨線橋の耐震補強（対象 1 橋）	100% (2019)	
町管理橋梁のうち、代替・補完路にある橋梁（1 橋）の耐震化の促進	100% (2019)	
緊急輸送路等沿いの危険なブロック塀（57 箇所）の耐震改修等実施率	46% (2018)	70%：2025

【評価】

町管理橋梁のうち、高速道路跨道橋及び天竜浜名湖鉄道の跨線橋、代替・補完路にある橋梁の耐震補強は、整備が完了しており、今後も引き続き維持管理に取り組む必要がある。

また、緊急輸送路や通学路などにあるブロック塀の撤去及び改善工事に対する補助金助成等により、倒壊のおそれがある危険なブロック塀の耐震化を促進する（国の住宅・建築物安全ストック形成事業を活用）。更に、巨大地震による建築物の倒壊による道路閉鎖を防止するため、緊急輸送路等の防災上重要な道路沿いにある建築物の耐震化を促進する必要がある。

その他、県と連携して山間地における治山対策とともに、災害時の迂回路となる農道や林道の整備を図り、避難路や代替道路の確保につながる取組を促進する必要がある。

また、緊急輸送路の途絶を迅速に解消するため、関係機関や災害時応援協定を締結する事業者等との連携強化を図る必要がある。

【主な対応施策】

- ・町管理橋梁の耐震補強及び維持修繕
- ・緊急輸送路等沿いのブロック塀の耐震改修等の促進
- ・高速道路等跨道橋の維持修繕
- ・老朽住宅密集対策の推進
- ・県の道路啓開計画に基づく訓練の実施 等

6-5 応急仮設住宅等の住居支援対策の遅延による避難生活の長期化

<被害想定等> 【地震】

- (第4次地震被害想定 : レベル2)
- ・ 応急仮設住宅数 : 約 300 世帯
 - ・ 借上げ型応急住宅数 : 約 400 世帯
 - ・ 公営住宅一時使用数 : 約 200 世帯

【現状】

本町の住宅の耐震化率は、80%となっている。
応急仮設（建設）住宅の必要戸数（313戸）の選定率は、70%となっている。

強靱化に関する代表的な目標指標	進捗率	数値目標:年度
住宅の耐震化率（再掲）	80% (2018)	95% : 2025
応急建設住宅の必要戸数（313戸）の選定	70% (2018)	100% : 2025

【評価】

住宅を耐震化することで建物等の倒壊による死傷者の発生を抑制するほか、住み慣れた自宅での避難生活が可能となるため、国の住宅・建築物安全ストック形成事業を活用したプロジェクト「TOUKAI-0」の周知等により、更なる耐震化の促進を図る必要がある。

2025年度に確保完了を目標としている応急仮設（建設）住宅の必要戸数の選定率については、必要個数に充足していないため、建設可能な用地の把握・確保の推進を図る必要がある。

被災時には住宅の迅速な復興が求められるため、住宅復興計画の策定に関しては今後検討する必要がある。

【主な対応施策】

- ・ 住宅の耐震化の促進
- ・ 応急建設住宅の建設可能敷地の選定
- ・ 賃貸型応急住宅の住居供給体制整備 等

6-6 被災者へのきめ細かい支援の不足による心身の健康被害の発生

<被害想定等> 【地震】

- ・避難所生活を原因とする疲労・睡眠不足・ストレス等による体力の低下、罹病、病状の悪化等が発生する
- ・精神的ダメージによる PTSD の症状を訴える人が多く発生し、メンタルヘルスのニーズが増大する

【現状】

災害時の健康支援活動マニュアルの整備率は、目標を達成している。
町の遺体処理マニュアルの策定は、目標を達成している。

強靱化に関する代表的な目標指標	進捗率	数値目標：年度
災害時の健康支援活動マニュアルの整備	100% (2013)	100%：2010
遺体処理マニュアルの策定	100% (2013)	100%：2008

【評価】

災害時における被災者の健康支援を促進するための健康支援活動マニュアルについては、整備済みであるが、新型コロナウイルス感染症など新たな脅威も踏まえ、訓練等を通じて見直しを図る必要がある。

遺体処理マニュアルについては策定済みであり、環境の変化に応じて見直しを図る必要がある。

被災者への支援を充実させることで、災害関連死の抑制につなげる必要がある。

【主な対応施策】

- ・災害ボランティアとの連携強化
- ・地域防災訓練の充実、強化
- ・災害時の健康支援活動の整備
- ・広域火葬共同運用体制による訓練の実施
- ・遺体の適切な対応の促進 等

7 制御不能な二次災害を発生させない

7-1 住宅密集地での大規模火災の発生

<被害想定等> 【地震】

(第4次地震被害想定：レベル2)

- ・建物被害 全壊・焼失数：約 4,100 棟 (うち火災：約 500 棟)
- ・人的被害 死者数：約 100 人 (うち火災：約 20 人)

【現状】

本町の地震対策消防水利の整備率は97%となっている。

地域防災の担い手である消防団に関しては、若年世代の減少等により近年定数 393 人が確保できていない。また、町外勤務者の増加による緊急時の対応も懸念されている。

都市計画区域における震災復興都市計画策定率は、目標を達成している。

強靱化に関する代表的な目標指標	進捗率	数値目標：年度
耐震性貯水槽（40 基）の整備率	97% (2013)	100%：2015
消防団員の確保（387 人/定数 393 人）	98.5% (2020)	100%：2022
都市計画区域における震災復興都市計画行動計画の策定率	100% (2019)	100%：2019

【評価】

大規模地震発生時、水利不足により延焼拡大のおそれがある地域への耐震性貯水槽及（40 基）の整備率は、ほぼ目標に達しているため、維持補修等を継続する必要がある。

消防団に関しては、現在は定数に近い団員が確保されているものの、人口動態の予測から、この体制の維持が難しいことも予想されるため、規模縮小に対応した組織再編や少数でも防災力を維持するための資機材の整備を進める必要がある。

また、都市計画区域における震災復興都市計画行動計画の策定は完了している。

【主な対応施策】

- ・地域の消防力の確保
- ・消防施設・設備の整備
- ・消防団用防災資機材の整備
- ・火災予防思想普及啓発
- ・震災復興都市計画の推進 等

7-2 沿道・沿線の建物倒壊による直接的な被害及び交通麻痺

<被害想定等>【地震】

- ・北部山間地等では、土砂災害により多くの区間で不通となる
- ・大きな断層変位があった場合等は、新東名高速道路、天竜浜名湖鉄道が不通となる

【現状】

本町の住宅の耐震化率は80%、耐震改修促進法に基づく特定建物(52棟)の耐震化率は100%となっている。

緊急輸送路沿いの危険なブロック塀(57箇所)の耐震改修等実施率は46%となっている。

町管理橋梁のうち、橋長15m以上の橋梁(対象59橋)の耐震補強率は37%である。また、高速道路跨道橋(対象1橋)、代替・補完路にある町管理橋梁(1橋)の耐震補強率はともに目標を達成している。

強靱化に関する代表的な目標指標	進捗率	数値目標：年度
住宅の耐震化率	80%(2018)	95%：2025
耐震改修促進法に基づく特定建築物(52棟)の耐震化率	100%(2018)	100%：2014
緊急輸送路等沿いの危険なブロック塀(57箇所)の耐震改修等実施率	46%(2018)	70%：2025
町管理橋梁のうち、橋長15m以上の橋梁の耐震補強(対象59橋)	37%(2019)	45%：2025
町管理橋梁のうち、高速道路跨道橋の耐震補強(対象1橋)	100%(2019)	

【評価】

特定建築物の耐震化率については目標を達しているが、住宅の耐震化率は高い状況ではない。巨大地震時における建物等の倒壊による死傷者の発生抑制に効果的であるため、国の住宅・建築物安全ストック形成事業を活用したプロジェクト「TOUKAI-0」の周知等により耐震化を促進する必要がある。

また、緊急輸送路や通学路などにあるブロック塀の撤去・改善に対する補助金助成等により、倒壊のおそれがある危険なブロック塀の耐震化を促進していく。(国の住宅・建築物安全ストック形成事業を活用)さらに、巨大地震による建築物の倒壊による道路閉鎖を防止するため緊急輸送路等の防災上重要な道路沿いにある建築物の耐震化を促進する必要がある。

町管理橋梁のうち、高速道路跨道橋及び天竜浜名湖鉄道の跨線橋の耐震補強は、整備が完了しており、今後も引き続き、耐震補強や維持管理に取り組む必要がある。

また、緊急輸送路の途絶を迅速に解消するため、関係機関や災害時応援協定を締結する事業者等との連携強化を図る必要がある。

【主な対応施策】

- ・住宅の耐震化の促進
- ・緊急輸送路等沿いのブロック塀の耐震改修等の促進
- ・老朽住宅密集対策の推進
- ・町管理橋梁の耐震補強、維持補修 等

7-3 ため池、ダム、防災施設、天然ダム等の損壊・機能不全による二次災害の発生

<被害想定等> 【地震・風水害】

- ・ 死傷者の発生
- ・ 建物等の損壊、農地・森林の荒廃

【現状】

防災重点ため池に指定され、耐震調査とハザードマップの作成を行うこととなっている受益地のある農業用ため池（11箇所）の耐震調査とハザードマップの作成率は、0%となっている。

強靱化に関する代表的な目標指標	進捗率	数値目標：年度
農業用ため池（11箇所）の耐震調査とハザードマップの作成	0% (2019)	100%：2022

【評価】

農業用ため池の耐震調査とハザードマップの作成については、今後、補助事業を活用した取組を予定している。

耐震調査の結果、必要な場合には適切な補強等を推進するとともに、ハザードマップの作成といったソフト対策も同時に推進する必要がある。

土地改良区等においても農業用施設について耐震診断、耐震化等により、農業経営の安定と農用地等の保全を図っていく必要がある。

【主な対応施策】

- ・ 農業用ため池の耐震調査、ハザードマップ作成
- ・ 農業用施設の耐震化
- ・ 農業用施設の耐震診断・耐震補強工事 等

7-4 農地・森林等の荒廃による被害の拡大

<被害想定等> 【地震・風水害】

- ・死傷者の発生
- ・建物等の損壊、農地・森林の荒廃

【現状】

防災重点ため池に指定され、耐震調査とハザードマップの作成を行うこととなっている受益地のある農業用ため池（11箇所）の耐震調査とハザードマップの作成率は、0%となっている。

また、町の面積の約70%を占める森林については、国内木材需要の低下、林業従事者の高齢化や後継者不足、不在所有者の山林面積の増加などによる荒廃が懸念されている。

強靱化に関する代表的な目標指標	進捗率	数値目標：年度
農業用ため池（11箇所）の耐震調査とハザードマップの作成	0% (2019)	100%：2022

【評価】

農業用ため池の耐震調査が未着手であるため、補助事業等を活用し速やかに着手する必要がある。調査の結果、必要があれば耐震化の整備等を推進するとともに、ハザードマップの作成といったソフト対策も同時に推進する必要がある。土地改良区等においても農業用施設等について耐震診断、耐震化等により、農業経営の安定と農用地等の保全を図っていく必要がある。

また、森林の持つ水源の涵養、土砂の流出崩壊防止等、公益的機能の重要性が高まっており、その機能が効果的に発揮されるよう適切な治山整備・森林保全を促進する必要がある。

【主な対応施策】

- ・農業用ため池の耐震調査、ハザードマップの作成
- ・農業用施設の耐震化
- ・農業用施設の耐震診断・耐震補強工事
- ・適切な森林整備・保全の促進
- ・土地改良施設管理者等に対する事業継続計画（BCP）の策定の促進 等

7-5 風評被害等による地域経済等への甚大な影響

<被害想定等> 【地震・風水害等】

- ・被害が比較的軽い地域であっても、風評被害による経済的影響を受けることが考えられる

【現状】

事業所等の事業継続計画（BCP）の策定率は、5%となっている。
なお、県内中小企業のBCP策定率は、40.9%となっている。

強靱化に関する代表的な目標指標	進捗率	数値目標：年度
事業所等の事業継続計画（BCP）の策定率	5% (2013)	50%：2022

【評価】

事業所の事業継続計画（BCP）の策定率は、目標を大幅に下回っていることから、静岡県BCPモデルプランの周知等、県と連携しBCP策定の促進を図る必要がある。

また、災害発生時における地理的な誤認識や消費者の過剰反応等による風評被害を防ぐため、正確な被害情報等を収集し、正しい情報を迅速かつ的確に提供する体制を構築する必要がある。

【主な対応施策】

- ・事業所等の事業継続計画（BCP）策定の促進 等

8 大規模自然災害発生後であっても、地域社会・経済が迅速に再建・回復できる条件を整備する

8-1 大量に発生する災害廃棄物の処理の停滞により復旧・復興が大幅に遅れる事態

<被害想定等> 【地震・風水害】
(第4次地震被害想定：レベル2)
・がれき類等発生量：約44万トン

【現状】

本町の災害廃棄物処理計画は策定済みである。
また、今後、災害廃棄物処理の初動対応時に必要となる人員や役割、災害廃棄物仮置場の管理運営等について記載する初動対応マニュアルの作成を計画している。

強靱化に関する代表的な目標指標	進捗率	数値目標：年度
町災害廃棄物処理計画の見直し及び応急対応マニュアルの策定	100%(2013)	100%：2010

【評価】

本町の災害廃棄物処理計画は策定済みであり、被害想定の見直しや災害廃棄物処理に係る研修会等を通じて内容の変更が必要と判断した場合等、状況の変化に合わせて見直しを図る必要がある。

災害廃棄物の発生量に対し、仮置場の面積が不足しているため、新たに仮置場を選定し、管理運営体制を構築していく必要がある。

【主な対応施策】

- ・災害廃棄物処理計画の見直し
- ・初動マニュアルの作成等処理体制の見直し
- ・災害廃棄物に係る仮置場の整備 等

8-2 道路啓開等の復旧・復興を担う人材等の不足により復旧・復興が大幅に遅れる事態

<被害想定等> 【地震・風水害】

・人材の需要に供給が追いつかず、復旧、復興が遅れが生じることが考えられる

【現状】

緊急輸送路等に倒壊している被災建築物等の緊急解体業務の協定を団体等と結んでいる。国や県と連携して策定に取り組んでいる道路啓開計画の策定率は、100%となっている。

強靱化に関する代表的な目標指標	進捗率	数値目標：年度
道路啓開計画の策定（静岡県西部地域道路啓開検討会）	100% (2019)	

【評価】

迅速な道路啓開は、復旧・復興のみならず救急活動にも大きな効果をもたらすことから、道路啓開につながる協定を締結している団体等と平時から情報共有し、体制を強化する必要がある。

道路啓開計画の策定は進められており、引き続き策定促進に努める必要がある。

その他、新たな団体等との道路啓開に関する協定の締結を模索するとともに、若年層等の公共事業の持続的な担い手の確保に取り組む必要がある。

【主な対応施策】

- ・関係機関・団体との連携
- ・道路啓開計画に基づく訓練等の実施 等

8-3 地域コミュニティの崩壊、治安の悪化等により復旧・復興が大幅に遅れる事態

<被害想定等>【地震】

- ・人口流出が顕著となり、復興が困難となる地域が発生する可能性がある

【現状】

自主防災組織における地域防災訓練の実施率は、94.1%となっている。
災害時健康支援マニュアルの策定は、目標を達成している。
また、災害時の心のケア体制については、町の地域防災計画へ記載している。

強靱化に関する代表的な目標指標	進捗率	数値目標：年度
自主防災組織における地域防災訓練の実施率(64/68 自主防災会)	94.1%(2019)	100%：2022
中高生の地域防災訓練への参加率	—	100%：2022
災害時健康支援マニュアルの策定	100%(2013)	100%：2010
災害時心のケア体制の町地域防災計画への記載	100%(2013)	100%：2014

【評価】

自主防災会における地域防災訓練の実施率は 100%を目標として地域に働きかける必要がある。

中・高校生の地域防災訓練への参加率は、把握できていないが、将来を担う防災に係る人材育成、自助・共助の意識向上を図るためにも、防災訓練への参加や防災教育の実施を促進する必要がある。

また、女性が役員として参画している自主防災組織の率は高くないため、男女共同参画の視点からの防災対策を推進するためにも、参画の周知・確保に努める必要がある。

【主な対応施策】

- ・地域防災訓練の充実・強化
- ・町民の自助・共助力の強化
- ・公立小中学校における防災教育の促進
- ・地域の防災活動を支える人材の育成
- ・男女共同参画の視点からの防災対策の促進 等

8-4 高速道路等の基幹インフラの損壊により復旧・復興が大幅に遅れる事態

<被害想定等> 【地震】

(第4次地震被害想定：レベル2)

- ・ 高速道路の通行可能：緊急通行車両は3日～1か月、一般車両は1か月以上
- ・ 大きな断層変位があった場合等は、新東名高速道路、天竜浜名湖鉄道等が不通となる

【現状】

町管理橋梁のうち、橋長15m以上の橋梁(対象59橋)の耐震補強率は37%である。また、高速道路跨道橋(対象1橋)及び天竜浜名湖鉄道の跨線橋(対象1橋)の耐震補強率は目標を達成している。

代替・補完路にある町管理橋梁のうち優先的に実施する橋梁(1橋)の耐震化率は、100%となっている。

強靱化に関する代表的な目標指標	進捗率	数値目標：年度
町管理橋梁のうち、橋長15m以上の橋梁の耐震補強(対象59橋)	37%(2019)	100%：2025
町管理橋梁のうち、高速道路跨道橋の耐震補強(対象1橋)	100%(2019)	
町管理橋梁のうち、天竜浜名湖鉄道の跨線橋の耐震補強(対象1橋)	100%(2019)	
町管理橋梁のうち、代替・補完路にある橋梁(1橋)の耐震化	100%(2019)	

【評価】

町管理橋梁のうち、橋長15m以上の橋梁の耐震補強は、整備が推進されており、完了に向けて整備に取り組む必要がある。

また、高速道路跨道橋及び天竜浜名湖鉄道の跨線橋、代替・補完路にある橋梁の耐震補強については整備済みであり、引き続き維持管理を図る必要がある。

今後、現計画対象外の橋梁についても、新たな計画に位置づけ、耐震化に取り組む必要がある。

【主な対応施策】

- ・ 町管理橋梁の耐震補強及び維持修繕
- ・ 高速道路等跨道橋の維持補修
- ・ 天竜浜名湖鉄道跨線橋の維持補修 等

8-5 広域の地盤沈下等による広域・長期にわたる浸水被害及び液状化の発生により復旧・復興が大幅に遅れる事態

<被害想定等> 【地震・風水害】

(第4次地震被害想定：レベル2)

・液状化面積：可能性大:約1.8km²、可能性中:約2.5km²、可能性小:約1.3km²

【現状】

南海トラフ地震（レベル2）で予想される液状化現象が発生すると予想される場所は、一宮や太田川周辺の中部以南の水田地域周辺に多く、主要幹線道路周辺にも可能性大とされる部分がある。

また、平成29年7月の県からの通知による(二)太田川の洪水浸水想定区域の指定によれば、大鳥居以南の太田川沿いで最大5～10m程度の浸水深が示され、浸水継続時間については多くの場所で12時間～1日未満とされているが、最長で1～3日とされている場所も存在する。

10年に1回程度降る雨に対する安全性を確保するために改修が必要な河川(39km)の整備率(延長)については、66%となっている。

強靱化に関する代表的な目標指標	進捗率	数値目標:年度
10年に1回程度降る雨に対する安全性を確保するため、改修が必要な河川(39km)の整備率(延長)	66%(2019)	71%:2025

【評価】

埋立地や旧河道など、地盤の液状化が予想される地域においては、地震により大きな被害を受けやすいこと等を周知させるとともに液状化に関する知識の普及に努める必要がある。

洪水に対しては、10年に1回程度降る雨に対する安全性を確保するために改修が必要な河川(39km)の整備率(延長)は、2025年度の目標数値に向けて、更なる整備促進を図る必要がある。

その他、農地や農業用施設の湛水被害の解消や、自然的社会的状況の変化等によって機能低下した農業用排水施設等の整備・補強を進める必要がある。

【主な対応施策】

- ・河川整備の促進
- ・農業用施設の耐震化 等

8-6 被災者の住居や職の確保ができず生活再建が大幅に遅れる事態

<被害想定等> 【地震・風水害】

(第4次地震被害想定：レベル2)

- ・ 応急仮設住宅数：約300世帯
- ・ 借上げ型応急住宅数：約400世帯
- ・ 公営住宅一時使用数：約200世帯
- ・ 事業所の被災、需要の減少、観光客の減少等により事業の継続が困難となり、従来どおりの雇用の継続に支障を来す

【現状】

震災復興のための都市計画区域の震災復興都市計画行動計画の策定率は、目標を達している。

応急仮設（建設）住宅の必要戸数（313戸）の選定率は、70%となっている。

事業所の事業継続計画（BCP）の策定率は、5%となっている。

なお、県内中小企業のBCP策定率は、40.9%となっている。

強靱化に関する代表的な目標指標	進捗率	数値目標：年度
震災復興のための都市計画区域の震災復興都市計画行動計画の策定率	100% (2019)	100%：2019
応急建設住宅の必要戸数（313戸）の選定	70% (2018)	100%：2025
事業所の事業継続計画（BCP）の策定率	5% (2013)	50%：2022

【評価】

都市計画区域の震災復興都市計画行動計画の策定はされているが、大規模自然災害が発生した場合に円滑な復興が図れるよう継続的な周知、訓練をする必要がある。

応急仮設（建設）住宅の必要戸数の選定率は70%であり、引き続き建設が可能な用地を把握・確保の促進を図る必要がある。

被災時には住宅の迅速な復興が求められるため、住宅復興計画の策定に関しては今後検討する必要がある。

事業所の事業継続計画（BCP）の策定率は、5%であることから、静岡県BCPモデルプランの周知等、県と連携してBCP策定を促進し、被災しても事業活動の維持を図る体制を築く必要がある。

また、再就職支援が円滑に実施できるよう、公共職業安定所（ハローワーク）等の関係機関との連携強化を図る必要がある。

【主な対応施策】

- ・ 応急建設住宅の建設可能敷地の選定
- ・ 賃貸型応急住宅の住居供給体制整備
- ・ 被災地域の迅速な復旧対策を図る地籍調査の推進
- ・ 事業所等の事業継続の促進 等

8-7 貴重な文化財や環境的資産の喪失、地域コミュニティの崩壊等による有形・無形の文化の衰退・喪失

<被害想定等> 【地震】

(第4次地震被害想定：レベル2)

- ・被災可能性のある指定文化財（建築物）数：20件

【現状】

災害発生時の県教育委員会文化財保護課との非常時連絡体制は確立している。
町所有の指定文化財の耐震化、落下物対策は実施されていない。

強靱化に関する代表的な目標指標	進捗率	数値目標：年度
県文化財保護課との非常時連絡体制の確立	100% (2019)	100%：2017

【評価】

災害発生時の県文化財課との非常時連絡体制は確立しているが、「文化財防災マニュアル」が令和2年度改訂予定のため、内容を精査し、引き続き県等との連携に努める必要がある。

文化財の被害軽減を図るため、町所有の指定文化財の耐震化や落下物対策の実施を図る必要がある。

また、指定文化財の耐震指導の進捗は1割程度であり、優先順位をつけて指導の推進を図る必要がある。

【主な対応施策】

- ・町所有の主要文化財の耐震化、落下物対策の推進
- ・被災地域の迅速な復旧対策、復旧体制構築の推進（文化財保護）
- ・被災文化財一時保管施設の確保
- ・文化財収蔵施設の耐震化 等

8-8 事業用地の確保、仮店舗・仮事業所等の整備が進まず復興が大幅に遅れる事態

<被害想定等> 【地震・風水害】

- ・用地境界の確定作業が進まず、復旧作業が遅れ、事業用地の用地確保に支障を来す。

【現状】

地籍調査は、昭和 57 年度から実施しており、進捗率は、44.73%となっている。

強靱化に関する代表的な目標指標	進捗率	数値目標：年度
地籍調査の実施進捗率	44.73% (2019)	46.2% : 2022

【評価】

地籍調査の実施進捗率は、現在 5 割に達しておらず、2022 年度の目標値に向けて調査を推進する必要がある。

被災後の事業用地確保を速やかに実現するため、今後も地籍調査を計画的に進める必要がある。

【主な対応施策】

- ・被災地域の迅速な復旧対策を図る地籍調査の推進 等

9 防災・減災と地域成長を両立させた魅力ある地域づくり

9-1 企業・住民の流出等により、地域活力が低下する事態

<被害想定等> 【地震】

(第4次地震被害想定：レベル2)

- ・都市計画区域の震災復興都市計画行動計画の策定率：100%
- ・事業所等の事業継続計画（BCP）の策定率：5%

【現状】

都市計画区域の震災復興都市計画行動計画は策定済みとなっている。
事業所等の事業継続計画（BCP）の策定率は5%にとどまっている。

強靱化に関する代表的な目標指標	進捗率	数値目標：年度
都市計画区域の震災復興都市計画行動計画の策定率	100% (2019)	100%：2019
事業所等の事業継続計画（BCP）の策定率	5% (2013)	50%：2022

【評価】

震災復興都市計画行動計画は策定されているが、発災直後に都市復興の初動体制を確立する時期として災害復興本部を設置するなど、速やかに都市復興に取り組む町の基本的な体制が作られるよう日常から訓練等を実施する必要がある。

“ふじのくに”のフロンティアを拓く取組と連携し、防災・減災を最優先に実施しながら、高規格道路である新東名高速道路のインターチェンジ等、地域の有する資源や地域独自の個性の磨き上げや創造によって、人・モノ・情報を呼び込む求心力を高めつつ、交通・情報のネットワークの充実強化を図り、地域産業の活性化や、ゆとりある住空間の整備、地域資源を活用した新しい産業の創出・集積を促進し、美しさと品格を備えた活力ある地域づくりを促進する必要がある。

また、大規模自然災害に係る復旧・復興段階をも事前に見据えた、安全・安心で魅力ある地域づくりを推進する必要がある。

【主な対応施策】

- ・道路啓開計画に基づく訓練等の実施
- ・災害復興計画行動計画の促進体制確立を目指す訓練の実施等

森町国土強靱化地域計画

令和3年1月 策定

森町 防災課